

守山市発達支援システム基本方針2021

**令和3年3月
守山市**

目次

第1章 基本方針の改定について	1
1. 基本方針の改定について	1
2. 基本方針の位置づけ	1
3. 基本方針の期間	2
4. 守山市における発達支援システムについて	2
5. 基本方針の策定方法	4
第2章 守山市の発達支援の現状	5
1. 支援対象者の状況	5
2. 発達支援にかかる調査結果からみる現状とニーズ	16
3. 基本方針2016の取組状況からみる成果	27
4. 基本方針2016の検証等からみた課題と方向性	32
第3章 基本目標と行動指針、施策体系	33
1. 基本目標	33
2. 行動指針	33
3. 施策体系	34
4. 重点施策	35
第4章 分野別の支援充実のための取組	36
1. 乳幼児期	37
2. 学齢期	40
3. 青年期・成人期	43
4. 本人・保護者・支援者・地域の連携	46
第5章 基本方針による取組の推進	49
資料編	51
1. 守山市発達支援システム庁内推進会議設置要綱	51
2. 策定経過	53
3. 用語説明	54

第1章 基本方針の改定について

1. 基本方針の改定について

本市では、昭和56年度に「障害者福祉教育センター」を設置し、就学前の乳幼児期に向けた支援を開始しました。そのような中、平成17年度からは、乳幼児期に限らず、より継続的な支援を行う必要性が高まってきたことから、「守山市発達支援センター」を設置し、関係機関との連携のもとで、乳幼児期から青年期・成人期までの一貫した支援に努めています。

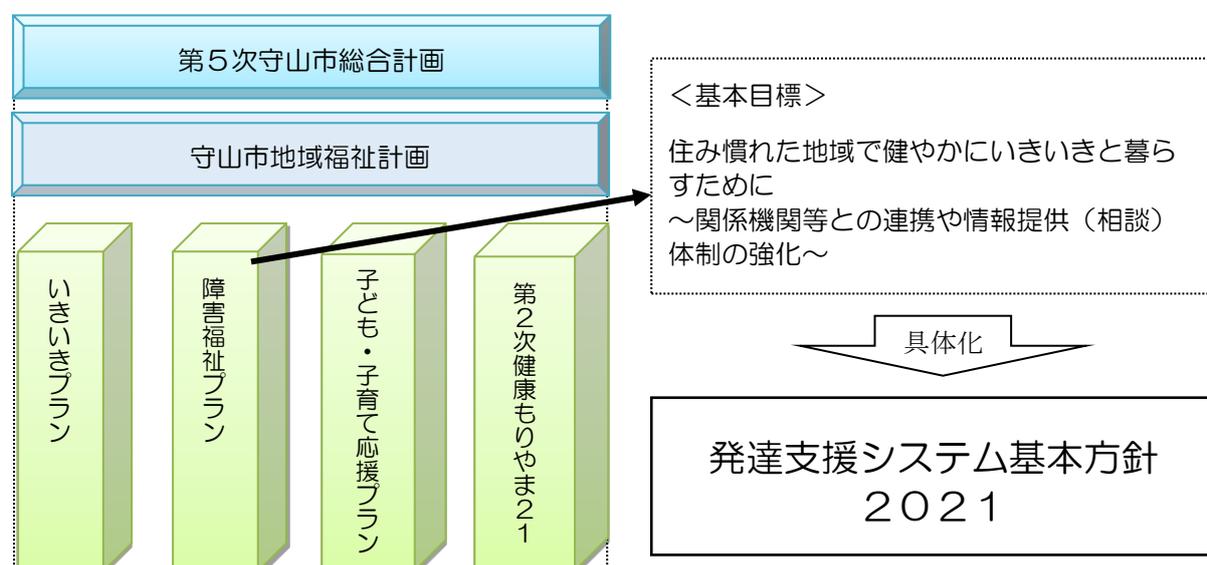
また、同年から支援が必要な児童等に対し、教育・福祉・保健・医療・就労等の専門的支援が継続的に受けられる仕組みとして「守山市発達支援システム」を運用しています。以降、発達支援システムの評価や現状分析を行う中、2度の見直しを行い、取組を進めてきたところです。

今般、「守山市発達支援システム基本方針2016」（以下「基本方針2016」という。）の取組評価とともに、保護者や校園等への調査から見えてきた課題、また、子どもの育つ家庭環境の変化、ひきこもり等の社会的課題を踏まえ、令和3年度からの新たな基本方針として、「守山市発達支援システム基本方針2021」（以下、「基本方針2021」という。）を策定しました。

2. 基本方針の位置づけ

本市では、「守山市総合計画」および「守山市地域福祉計画」を上位計画とし、「もりやま障害福祉プラン」に基づき、障害福祉施策を推進しています。

基本方針2021は、「もりやま障害福祉プラン2021」に掲げる基本目標のうち「住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために～関係機関等との連携や情報提供（相談）体制の強化～」を実現するための施策項目の一つである「発達支援システムの充実」について、具体的な目標等を示すためのものです。



3. 基本方針の期間

基本方針は、令和3年度を初年度、令和8年度までの6年間で1つの期間とし、もりやま障害福祉プランの期間（3年）に合わせ、中間見直しを行います。

年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
計画期間						

4. 守山市における発達支援システムについて

守山市に在住する障害のある人および心身の発達に遅れや偏りのある、またはその疑いのある人やその保護者が、

- ① 継続した相談や必要に応じた専門的指導を受けられ
- ② 個別支援計画に基づいた支援を継続的に受けることができ
- ③ 関係機関が連携しての個別ケース会議等に基づく乳幼児期から青年期・成人期までの一貫した支援が受けられる

ことを、発達支援システムと位置付けています。

<発達支援システムイメージ図>

支援が必要な人の課題を把握し、課題解決に向けての目標や支援の手立てを記載し、実際の支援へつなげ、次に引き継いでいくための計画



ライフステージに応じた支援

保健・子育て支援

- 早期発見、早期支援の取組
- 専門的支援の実施
- 妊娠期からの支援
- 地域での子育て支援

[支援内容]

- 乳幼児健診 ●ネウボラ面接
- 育児相談 ●発達相談
- カンガルー教室 ●個別支援計画
- 親子ほっとステーション
- わくわく子育て応援プログラム など

- [主な機関]
- ・すこやか生活課
 - ・社会教育課
 - ・発達支援センター
 - ・こどもの育ち連携推進室 など

就学前支援

- 園等における子どもの発達課題や発達特性の気づき
- 発達段階や発達特性に合わせた支援

[支援内容]

- 個別支援計画 ●加配職員の配置
- 発達相談 ●あゆっ子教室
- 言語指導 ●親子療育教室
- アウトリーチ型支援（訪問相談等） など

- [主な機関]
- ・保育園、幼稚園、こども園
 - ・保育幼稚園課
 - ・発達支援センター
 - ・こども政策課 など

教育

- 学校生活を通して子どもの発達課題や発達特性の気づき
- 子どもの発達段階や特性に合わせた支援
- 義務教育終了後の支援の引継ぎ、継続した支援の実施

[支援内容]

- 個別支援計画 ●通級指導教室 ●教育相談
- 発達相談 ●アウトリーチ型支援（訪問相談等）
- いきいき支援員の配置 ●くすのき教室（適応指導教室）
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 など

- [主な機関]
- ・小学校、中学校、高校、特別支援学校、高等養護学校
 - ・放課後児童クラブ
 - ・こども政策課
 - ・少年センター
 - ・発達支援センター
 - ・教育委員会事務局 など

就労・社会参加等

- 義務教育終了後の継続した支援の実施
- 就労に関する支援
- 社会参加の場の提供

[支援内容]

- 高校訪問 ●就労支援 ●ひきこもり支援 など

[主な機関]

- ・高校、高等養護学校等
- ・社会福祉協議会
- ・障害福祉サービス事業所
- ・発達支援センター
- ・働き暮らし応援センター
- ・ひきこもり支援センター など
- ・少年センター
- ・ハローワーク
- ・商工観光課
- ・生活支援相談室

医療

- 発達課題や特性について、専門医による診断、治療、助言 [支援内容] ●診断・治療 ●校園・発達支援センター等との連携 など

- [主な機関] ・医療機関 ・保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高校 ・発達支援センター など

福祉

- 各種相談・支援 ○ 障害者手帳等、福祉サービス等の支援 ○ 相談支援事業所、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所による支援

- [支援内容] ●障害児通所支援事業 ●障害福祉サービス ●各制度の支援 など

- [主な機関] ・こども家庭相談課 ・障害福祉課 ・発達支援センター ・相談支援事業所、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所 など

5. 基本方針の策定方法

基本方針2021の策定にあたっては、「現状評価」、「各種調査」を行い、策定のための基礎資料とするとともに、専門家や支援者が参加する「各種会議における検討」を次のとおり実施しました。

(1) 基本方針2016による取組の評価

基本方針2016に基づく、発達支援センターをはじめとした各関係部署の取組の評価、課題の抽出や現状分析、支援の追跡調査等を実施しました。

(2) 発達支援に関する各種調査の実施

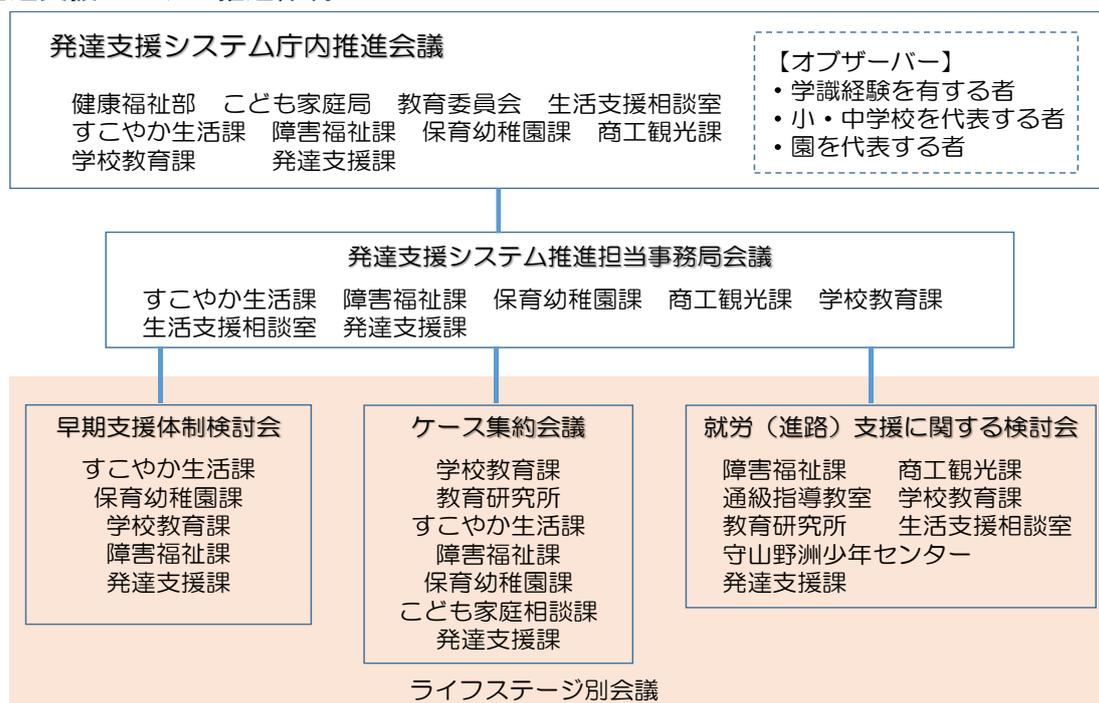
市内における発達障害に関する実態把握や、支援の取組状況、更には意識調査を目的に、発達支援センターが行う各事業の利用者・保護者とともに、保育園・幼稚園・こども園等の保育・幼児教育施設（以下「園」という。）から高校等までの教育機関の教職員に対するアンケート調査、ヒアリング等を実施しました。また、市内企業・事業所における発達障害への理解と雇用に関するアンケート調査を実施しました。

(3) 各種会議における検討

ライフステージ別会議として、「早期支援体制検討会」、「ケース集約会議」、「就労（進路）支援に関する検討会」を開催しました。それぞれのステージ別に課題の抽出、取り組むべき内容の検討を行い、「発達支援システム庁内推進担当事務局」において集約し、基本方針2021案を検討しました。

「発達支援システム庁内推進会議」には庁内関係各課とともに、専門性を担保するため、小児発達支援研究者等の学識経験者、学校・園代表をオブザーバーとして参加頂きました。

<発達支援システム推進体制>



第2章 守山市の発達支援の現状

1. 支援対象者の状況

今後の発達支援施策や事業に活かすために、支援が必要な人数や現状について、ライフステージごとに推移と傾向をまとめました。

(1) 乳幼児期から学齢期の支援対象児について

乳幼児期から義務教育終了までの間において、見守りや少しの配慮が必要な児童、加配対象児童、通常学級在籍で支援が必要な児童、特別支援学級および特別支援学校在籍児童等、様々な支援レベルの児童がいます。これらの児童を総じて発達支援システムでは「支援対象児」としています。なお、同システムにおいて、中学生までの児童のみならず、義務教育終了後の高校生に加え、青年期・成人期までの一貫した支援を目的とすることを踏まえ、その対象者を「支援対象者」とします。

令和2年3月現在、0歳から15歳まで（中学3年生まで）の子ども14,848人のうち、支援対象児は、2,900人程度*であり、全体の約19.6%となっています。これは基本方針2016策定時（平成27年度）の17.4%と比べて、約2%の増加となっています。県内および全国的に支援対象児は増加傾向あり、本市では特に小学校・中学校において増加が顕著になっています。

一方で、乳幼児健診で何らかの支援が必要と判断されたものの、その後の就園・就学等における支援によって、以降の支援が必要なくなった児童も多くいます。

※ 乳幼児健診対象児童と各園在籍児童の重複がある。

<義務教育終了までの支援が必要な児童数>

	支援が必要な児童数 (人)		全児童数に占める割合 (%)		乳健対象児数および 全児童数(人)	
	平成 27 年度	令和元年度	平成 27 年度	令和元年度	平成 27 年度	令和元年度
乳幼児健診	962	852*	22.0	23.7	4,380	3,602*
各園	543	442	15.3	13.4	3,551	3,288
小学校通常学級 (9/1時点)	733	943	13.0	16.8	5,647	5,615
小学校支援学級 (5/1時点)	125	254	2.2	4.3	5,783	5,854
特別支援学校 小学部	39	53	—	—	—	—
中学校通常学級 (9/1時点)	154	291	6.0	11.1	2,570	2,616
中学校支援学級 (5/1時点)	57	55	2.2	2.1	2,598	2,668
特別支援学校 中学部	26	20	—	—	—	—
計	2,639	2,910	—	—	—	—

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月の乳幼児健診は中止となったため、対象児数等が減少している。

出典：乳幼児健診：母子保健事業報告（3月時点）

各園、学校：特別支援教育にかかる実態調査（9月1日時点）

支援学級：教育要覧（5月1日時点）

特別支援学校：学校教育課への聞き取り（令和2年3月時点）

対象児数・全児童数：すこやか生活課調べ（対象児数）、実態調査および教育要覧（全児童数）

① 乳幼児期について

近年の社会情勢の急激な変化に伴い、核家族化や就園年齢の低年齢化と長時間保育が増える中、地域とのつながりの希薄さから孤立した子育てをしている保護者がいます。また、情報過多の社会の中で多くの子育て情報を手軽に入手できる状況ではありますが、情報の取捨選択ができず、「わが子にあった育て方が分からない」などの育児の悩みを抱える保護者も増えています。このような状況の中で、子どもが育つ家庭環境、価値観も多様化しており、子どもの成長・発達にも大きな影響を与えています。

「保護者との十分な愛着形成ができていない」、「言葉を介したやり取りが少ない」、「経験不足により生活スキルの獲得が遅れる」、「身体発達が未熟である（姿勢が悪い、発音不明瞭、よく転ぶなど）」などといった、子どもの将来の自立の土台となる力が十分に養われず、ぜい弱化しているとの懸念があります。このことは発達に遅れや偏りのある子どもだけでなく、子ども全般においても言えることであり、生きにくさを抱える子どもも少なくないことから、子どもの健やかな成長を促すためには、乳幼児期からの子育て支援は欠かせません。

ア. 乳幼児健診について

4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児の時期に、乳幼児健診を行っています。10か月児健診以降は、精神発達領域の要支援児童（要指導・要観察・要精査・要医療・管理中に該当する児童）が多くなり、特に1歳6か月児の時に割合が高くなっています。

経年で見ると、要支援児童の割合は、平成29年度を除き、23%前後で推移しています。

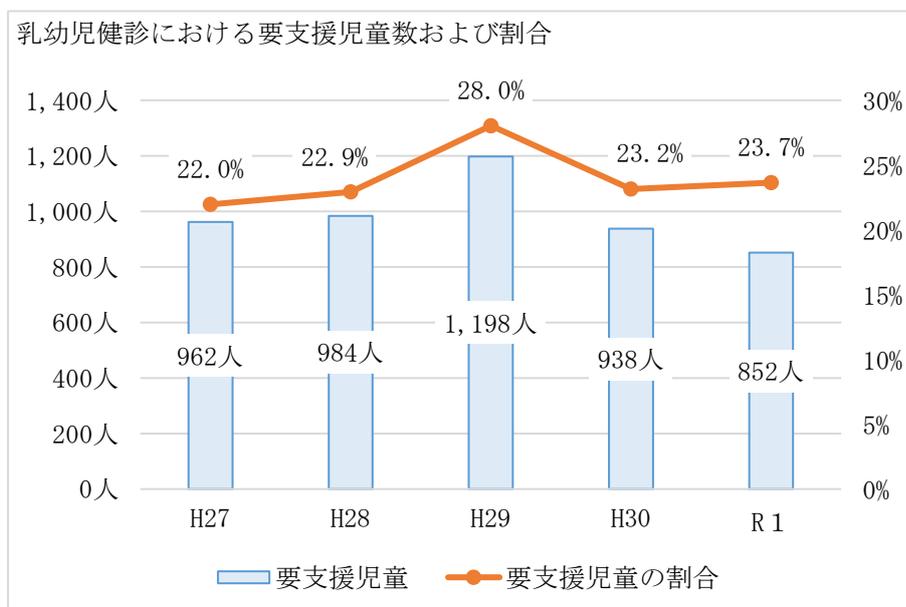
[各年度の推移]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象児全数（人）	4,380	4,294	4,273	4,050	3,602
要支援児童（人）	962	984	1,198	938	852
要支援児童の割合（%）	22.0	22.9	28.0	23.2	23.7

※ 令和元年度は新型コロナウイルス感染症により、令和2年3月の乳幼児健診が中止となったため、それまでと比べ対象児全数や要支援児童数が減少している。

※ 1人の子どもが、年度内に2回健診を受ける場合や子どもの状態像が運動発達、精神発達とも要支援に該当する場合は、それぞれ人数が集計されている（重複している）。

出典：母子保健事業報告（3月時点）



イ. 就園児について

市内には21園（地域型保育所等除く）あり、児童への支援に関しては、個別支援計画による支援や加配支援等、公立私立に関わらず、同様の支援を行っています。

就園児における要支援児童とは、校園の特別支援にかかる実態調査における「加配支援児」、「個別支援計画作成児」、「言語指導・訪問相談・発達検査を受けた児童」としてしています。

就園児のうち要支援児童は、全園児数の15%前後で推移し、令和元年度には減少に転じています。また、個別支援計画が作成されている児童は、全園児数の10%前後で推移しており、要支援児童と同じく令和元年度には減少に転じています。

[年度ごとの全園児数および要支援児童数等]

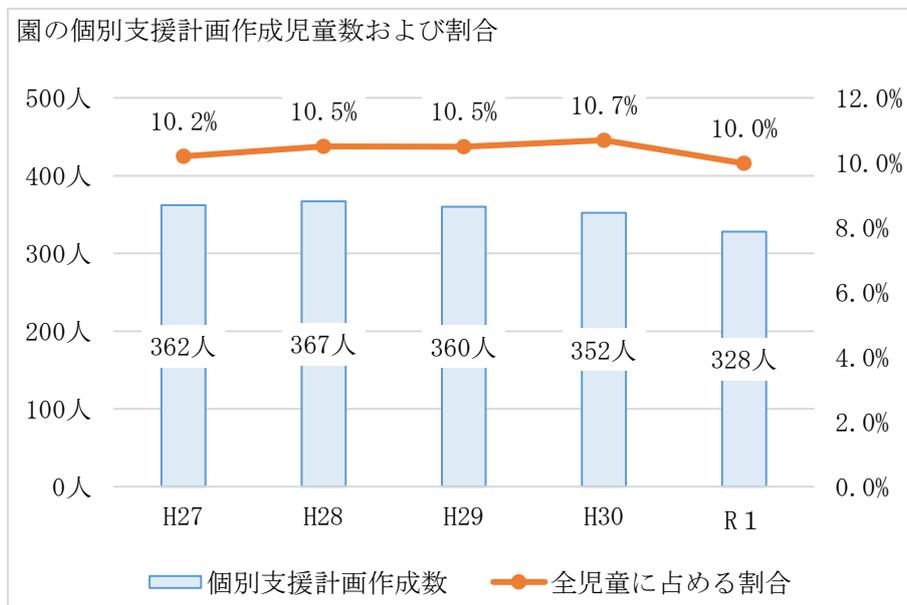
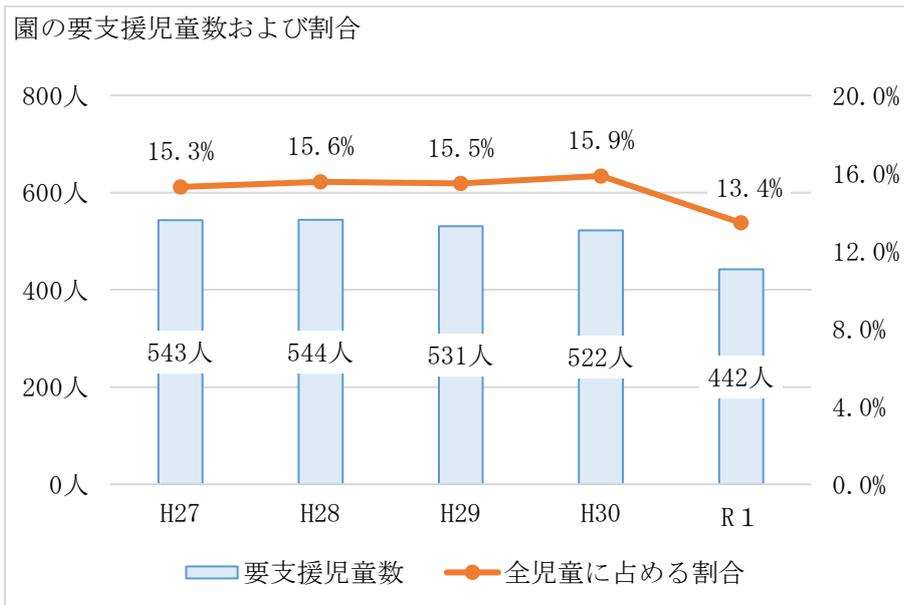
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育園(人)	1,078	1,075	1,053	1,009	1,059
幼稚園(人)	1,142	1,054	1,007	951	880
こども園(人)	1,331	1,367	1,372	1,332	1,349
すべての園(人)	3,551	3,496	3,432	3,292	3,288

出典：特別支援教育にかかる実態調査（9月1日時点）

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		人数 (人)	割合 (%)								
保育園	要支援児童	110	10.2	110	10.2	114	10.8	135	13.4	103	9.7
	支援計画作成	80	7.4	83	7.7	78	7.4	86	8.5	81	7.6
幼稚園	要支援児童	256	22.4	232	22.0	195	19.4	188	19.8	173	19.7
	支援計画作成	177	15.5	162	15.4	139	13.8	143	15.0	128	14.5
こども園	要支援児童	177	13.3	202	14.8	222	16.2	199	14.9	166	12.3
	支援計画作成	105	7.9	122	8.9	143	10.4	123	9.2	119	8.8
全園	要支援児童	543	15.3	544	15.6	531	15.5	522	15.9	442	13.4
	支援計画作成	362	10.2	367	10.5	360	10.5	352	10.7	328	10.0

※ 割合は、全児童数に占める割合

出典：特別支援教育にかかる実態調査（9月1日時点）



② 学齢期について

特別な支援が必要な児童については、園から小学校、小学校から中学校へ個別支援計画を引継ぎ、支援を継続して行っています。小学校・中学校において、特別な支援を必要とする児童は増加しており、適切な支援が求められています。

ア. 小学生について

「発達障害等により通常学級において支援を必要とする児童数」は、増加傾向にあり、個別支援計画作成数も増加しています。また、特別支援学級数および特別支援学級の在籍児数も増加傾向にあり、特に自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍児が増加しています。

通級指導教室は、4教室あり、通室する児童数は横ばいの状況です。

<小学校の年度ごとの全児童数> ※ 特別支援学級、特別支援学校の在籍児を除く

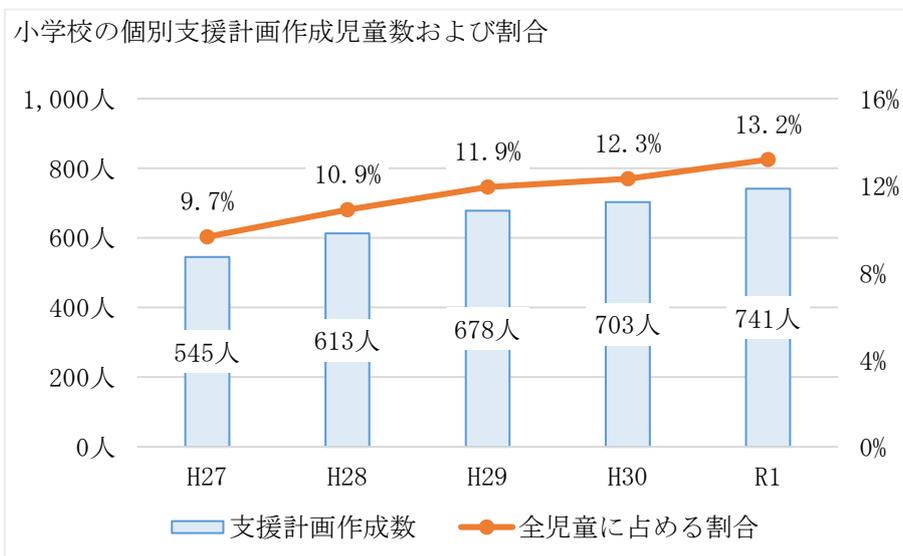
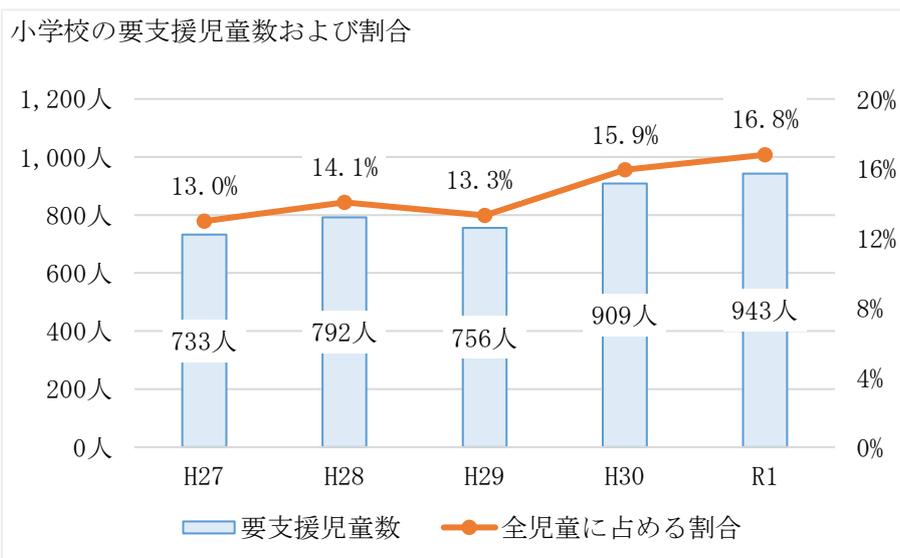
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校 (人)	5,647	5,629	5,679	5,708	5,615

出典：特別支援教育にかかる実態調査（9月1日時点）

<小学校の通常学級で支援を必要とする児童数および個別支援計画作成数>

通常学級 在籍	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
要支援 児童	733	13.0	792	14.1	756	13.3	909	15.9	943	16.8
支援計画 作成	545	9.7	613	10.9	678	11.9	703	12.3	741	13.2

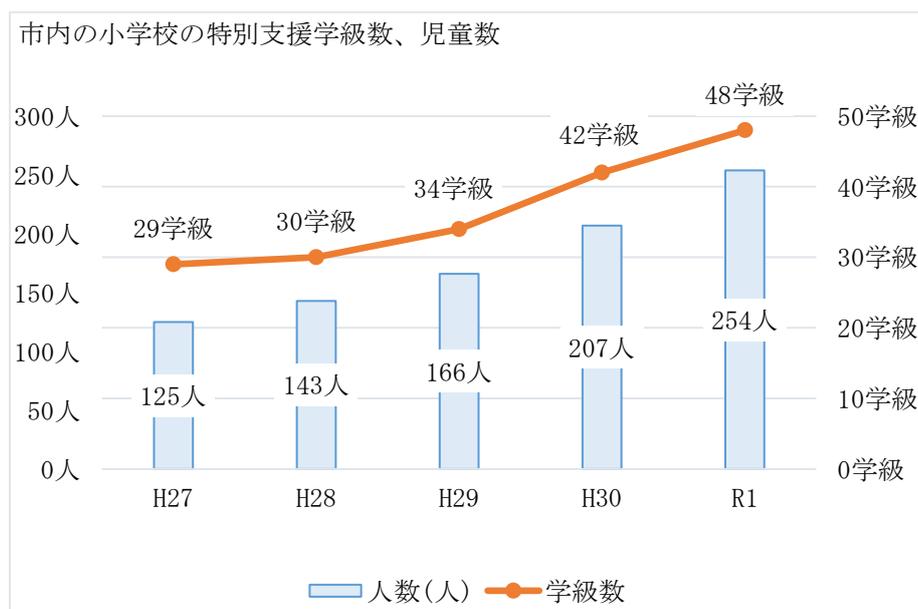
出典：特別支援教育にかかる実態調査（9月1日時点）



<小学校の特別支援学級の児童数>

種別	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
知的障害(人)		58	69	71	79	96
身体虚弱(人)		6	6	5	6	5
視覚障害(人)		1	-	-	1	1
聴覚障害(人)		-	-	-	-	1
肢体不自由(人)		3	4	4	8	10
自閉・情緒(人)		57	64	86	113	141
計		125	143	166	207	254
全学級数		29	30	34	42	48

出典：教育要覧（5月1日時点）



<小学校の通級指導教室に通室する児童数（人）>

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
67	66	45	54	65

出典：教育要覧（5月1日時点）

イ. 中学生について

小学生と同様に、「発達障害等により通常学級において支援を必要とする児童数」は、増加しており、個別支援計画作成数も増加傾向にあります。

また、特別支援学級数と在籍児数は減少傾向にありましたが、平成30年度から増加に転じています。

通級指導教室は2教室あり、通室する児童数は横ばいの状況です。

<中学校の年度ごとの全児童数> ※ 特別支援学級、特別支援学校の在籍児を除く

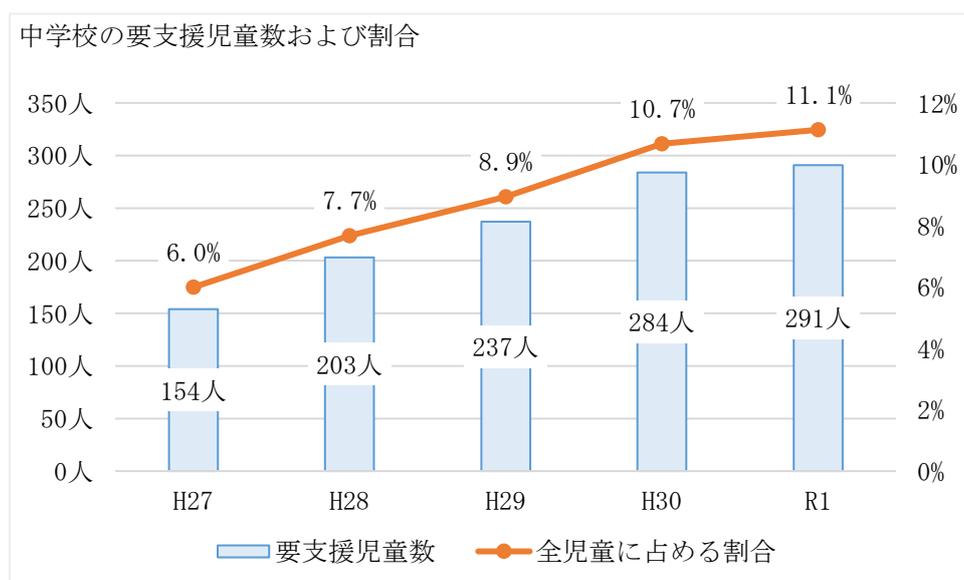
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中学校(人)	2,570	2,645	2,649	2,662	2,616

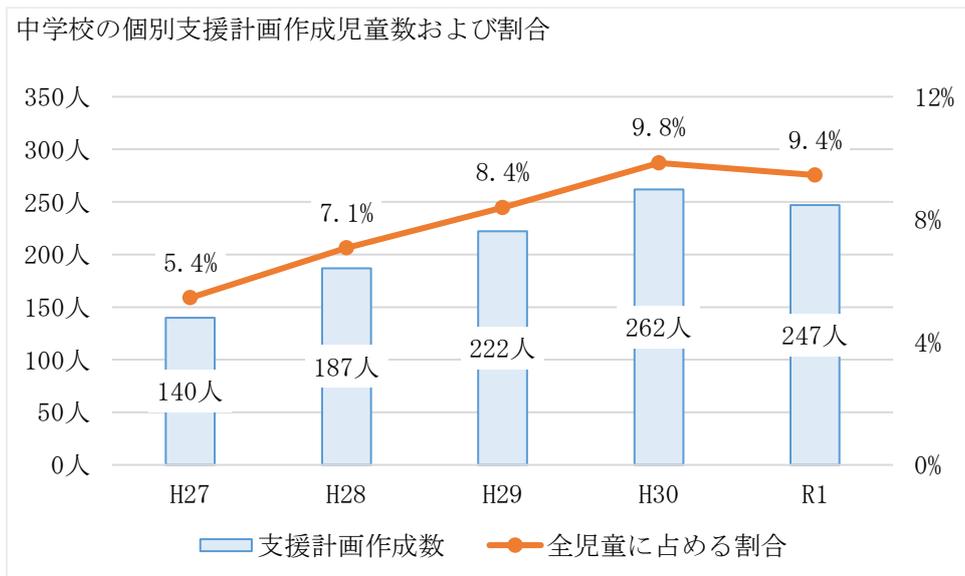
出典：特別支援教育にかかる実態調査（9月1日時点）

<中学校の通常学級で支援を必要とする児童数および個別支援計画作成数>

通常学級 在籍	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
要支援児童	154	6.0	203	7.7	237	8.9	284	10.7	291	11.1
支援計画作成	140	5.4	187	7.1	222	8.4	262	9.8	247	9.4

出典：特別支援教育にかかる実態調査（9月1日時点）

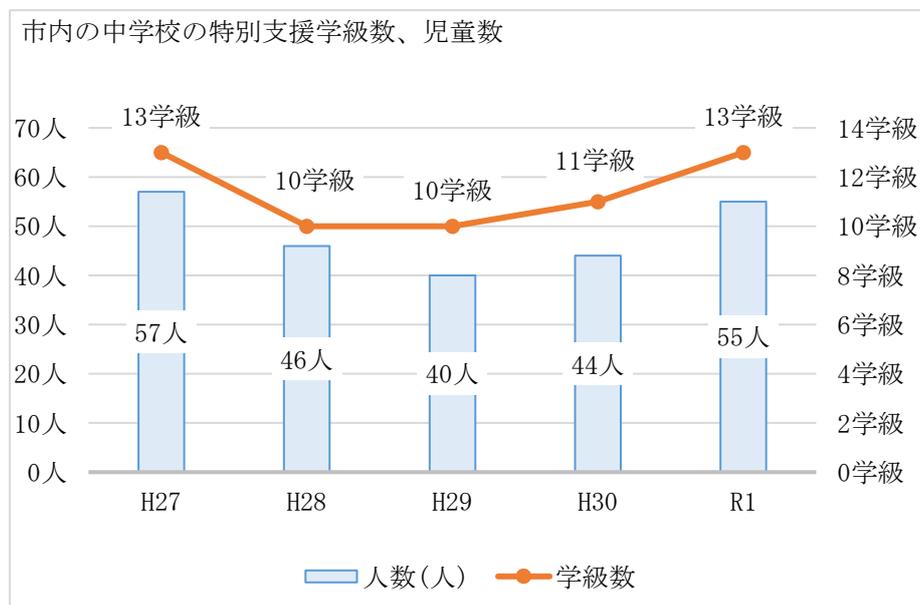




<中学校の特別支援学級の児童数>

種別	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
知的障害(人)		33	20	14	19	24
身体虚弱(人)		1	1	1	1	3
聴覚障害(人)		0	0	0	0	0
肢体不自由(人)		1	0	0	0	0
自閉・情緒(人)		22	25	25	24	28
計		57	46	40	44	55
全学級数		13	10	10	11	13

出典：教育要覧（5月1日時点）



< 中学校の通級指導教室に通室する児童数（人） >

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
22	28	30	31	26

出典：教育要覧（5月1日時点）

(2) 青年期・成人期について

発達支援システムは、義務教育終了後の高校生や青年期・成人期の人にも支援対象としています。義務教育終了後の支援対象者数を把握することは困難なため、ここでは高校生や青年期・成人期の支援を行った人数について、集計を行っています。

高校生については、平成 23 年度にスタートした中学 3 年生で卒業後も支援が必要な児童について「中学校別移行会議」で情報共有を図り、翌年度以降に「高校訪問」を行い、その後の経過を確認しています。平成 27 年度に実施した「中学校別移行会議」は対象児童 93 人、令和元年度の対象児童は 82 人*となっています。

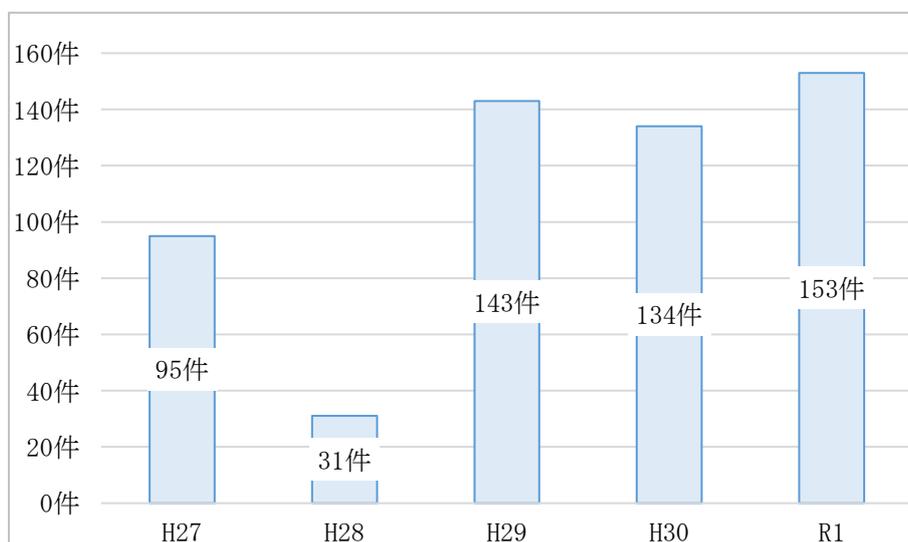
青年期・成人期の相談については、発達障害に起因する相談が中心となっています。主には、就労やひきこもりの相談となっており、延べ相談件数は、平成 27 年度は就労相談 95 件、ひきこもり相談 172 件でしたが、令和元年度は就労相談 153 件、ひきこもり相談 260 件となっており、増加傾向にあります。

※ 平成 30 年度から中学校別移行会議の対象範囲の変更を行った。

< 就労相談の延べ件数（件） >

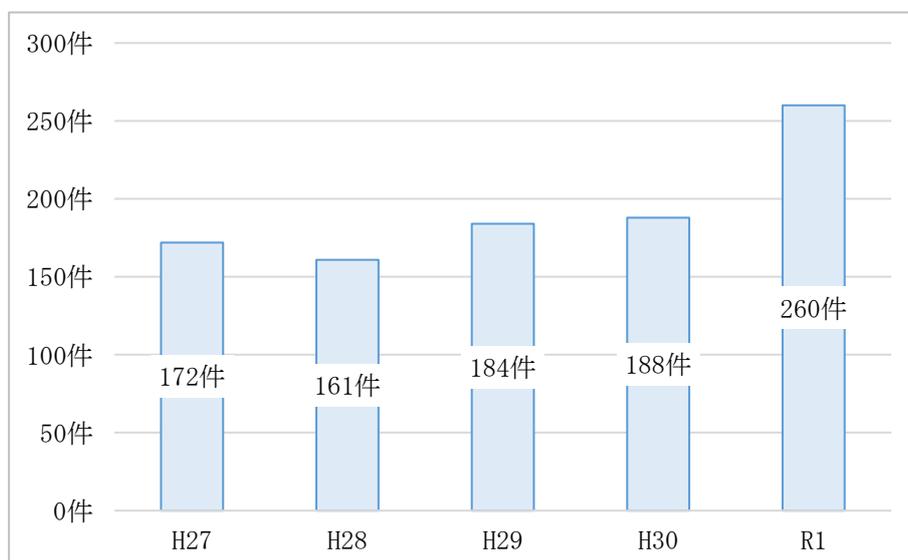
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
95	31	143	134	153

※ 平成 28 年度については、就労支援コーディネーター不在による。



<ひきこもり相談の延べ件数（件）>

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
172	161	184	188	260



2. 発達支援にかかる調査結果からみる現状とニーズ

発達障害のある児童、その保護者や支援者の実態等を把握し、発達支援施策および事業の検討や、発達支援の充実に向けた資料とすることを目的に、次の4種類の調査を実施し、現状やニーズについてまとめました。

- ① 発達支援センター各事業の利用者および保護者向けの調査
- ② 市内校園向けの調査
- ③ 高校等向けの調査
- ④ 市内企業・事業所向けの調査

■調査概要

	利用者・保護者	校園		高校等	企業 事業所
		園	小学校 中学校		
対 象	発達支援センター各事業*の利用者および保護者	特別支援教育コーディネーター	①特別支援教育コーディネーター (Co.) ②各学年・特別支援学級の担任	大津・湖南福祉圏域の全日制・定時制・通信制高校、サポート校、高校訪問実施校	市内の従業員20名以上の企業および事業所
配布数	利用者：2件 保護者：167件	21件	Co.：13件 担任：78件	33件	127件
回収数	利用者：1件 保護者：94件	21件	Co.：13件 担任：70件	29件	85件
回収率	利用者：50.0% 保護者：56.3%	100%	Co.：100% 担任：89.7%	87.9%	66.9%
調査期間	令和2年7月13日（月）から令和2年8月7日（金）まで				
調査方法	調査票を利用者または保護者が記入	調査票を特別支援教育コーディネーターが記入	調査票を特別支援教育コーディネーターおよび各担任（原則守山市赴任3年以上）が記入	調査票を各校担当者が記入	調査票を各企業・事業所担当者が記入

※ 児童発達支援事業「あゆっ子教室」、保育所等訪問支援事業「あゆっ子教室」、親子療育教室「のびのび教室」、訪問言語指導、言語個別指導「さんさん教室」、言語グループ指導「きらり教室」、発達相談、高校訪問、相談支援

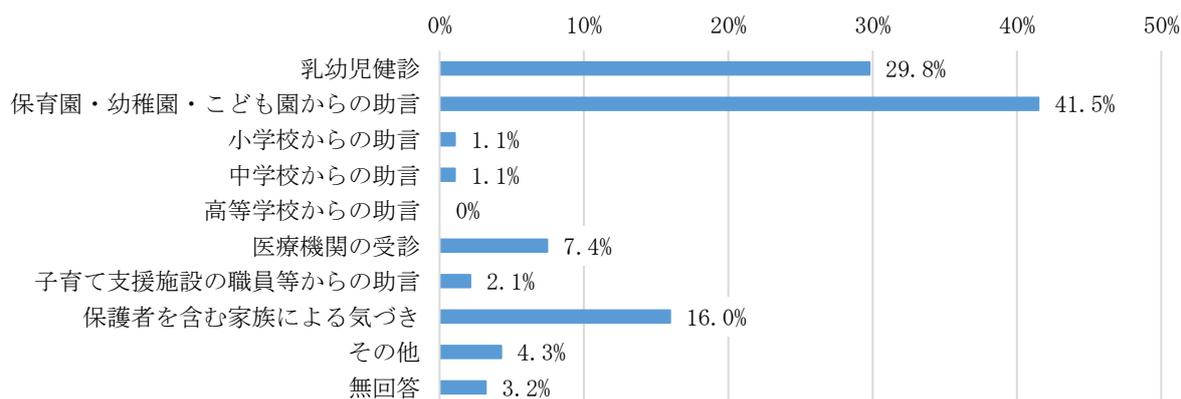
(1) 発達支援センターの各事業の利用者および保護者向けの調査

①お子さんが事業を利用する（現在の支援を受ける）最初のきっかけは、何でしたか。

（単数回答）

最初のきっかけについては、「保育園・幼稚園・こども園からの助言」が41.5%、「乳幼児健診」が29.8%、「保護者を含む家族による気づき」が16.0%となっています。

■全体（N=94）

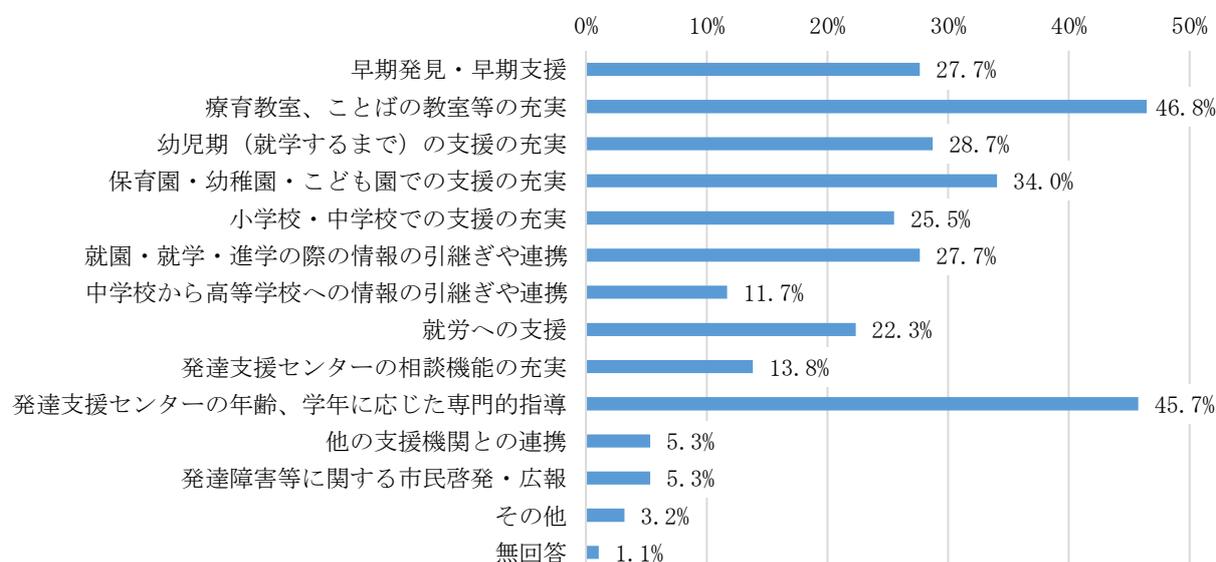


②守山市の発達支援で、特に充実させてほしいことを3つまで選択してください。

（複数回答）

特に充実させてほしいことについては、「療育教室、ことばの教室等の充実」が46.8%と最も高く、次いで「発達支援センターの年齢、学年に応じた専門的指導」が45.7%となっています。

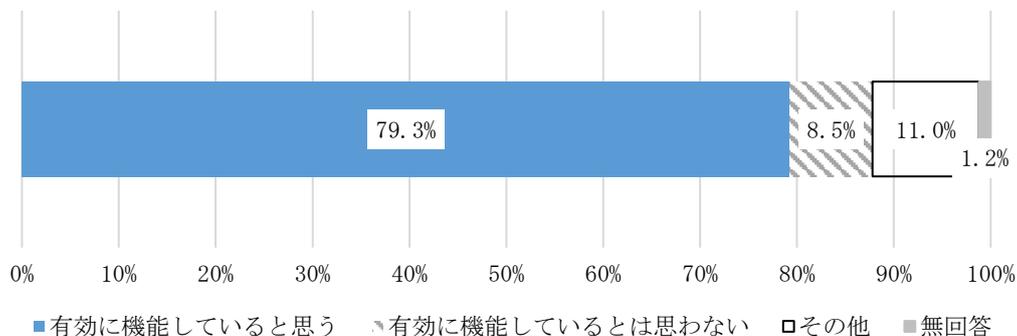
■全体（N=94）



③個別支援計画は、お子さんの支援や課題などの改善に有効に機能していると感じていますか。(単数回答)

個別支援計画の有効性については、「有効に機能していると思う」が79.3%と最も高くなっています。

■全体 (N=82)



(2) 市内校園向けの調査

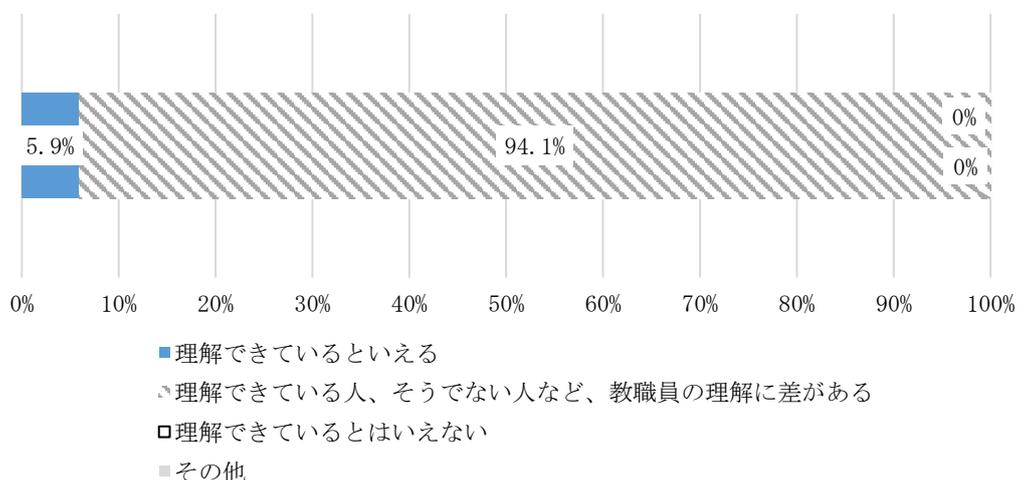
①校園内の教職員の「発達障害や発達特性について」の理解の状況について。(単数回答)

教職員の発達障害や発達特性への理解の状況については、全体としては「理解できている人、そうでない人など、教職員の理解に差がある」が94.1%と最も高く、次いで「理解できているといえる」が5.9%となっています。

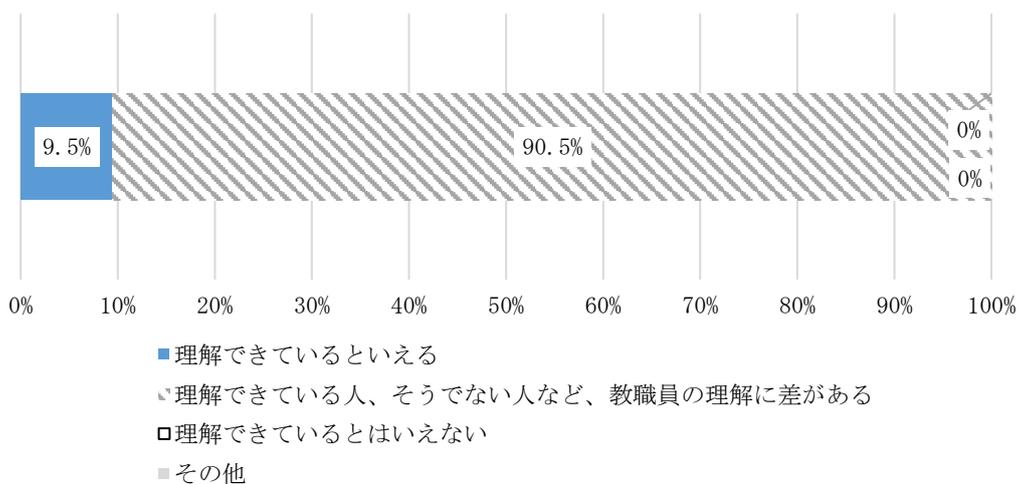
校園別では、校園とも「理解できている人、そうでない人など、教職員の理解に差がある」が最も高く、小学校・中学校においては「理解できているといえる」の回答はありませんでした。

小学校・中学校の担任の発達障害や発達特性の理解については、「おおむね理解できているといえる」が77.1%と最も高く、次いで「理解できているとはいいいにくい」が21.4%となっています。

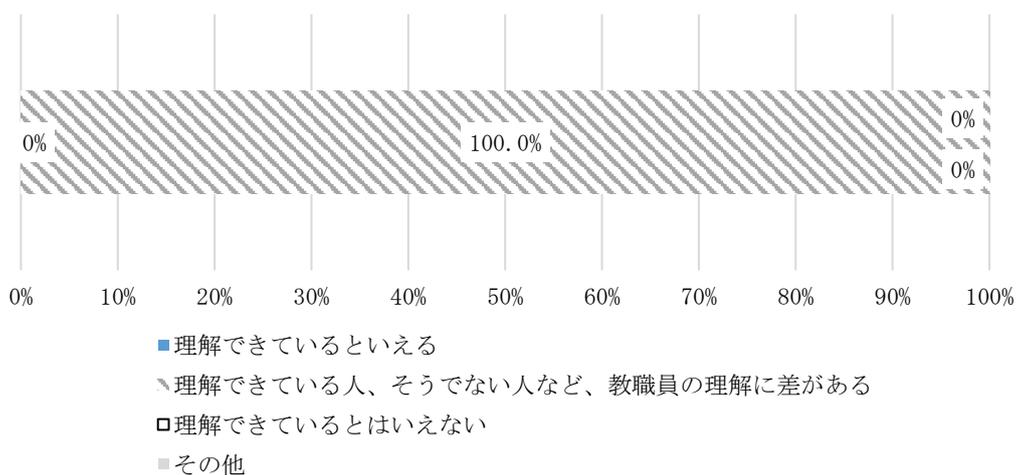
■全体 (N=34)



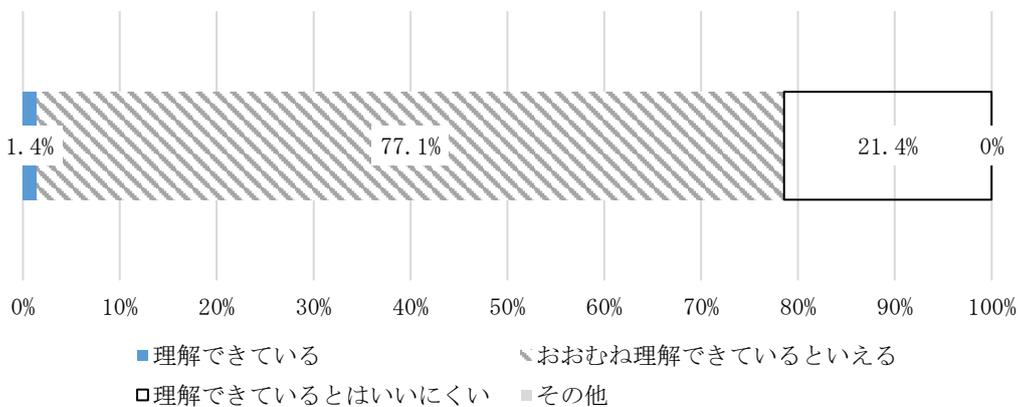
■ 保育園・幼稚園・こども園 (N=21)



■ 小学校・中学校 (N=13)



■ 小学校・中学校の担任 (N=70)



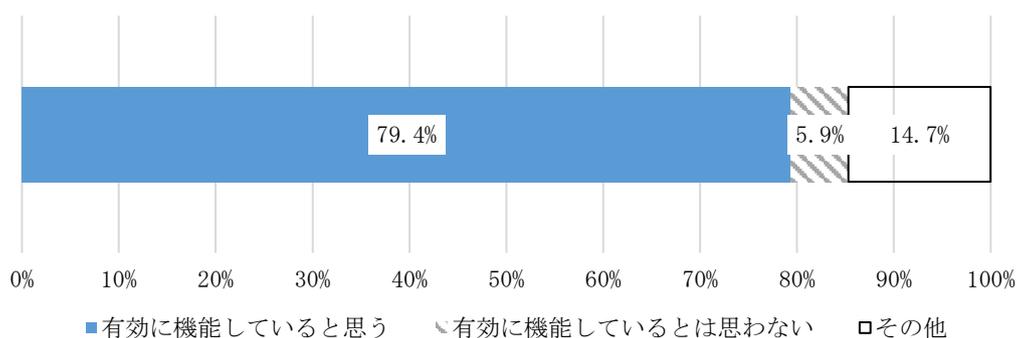
②個別支援計画は、児童生徒の課題の改善等に有効に機能していると感じていますか。
(単数回答)

個別支援計画が児童生徒の課題改善等に機能しているかについては、全体として「有効に機能していると思う」が79.4%と最も高くなっています。

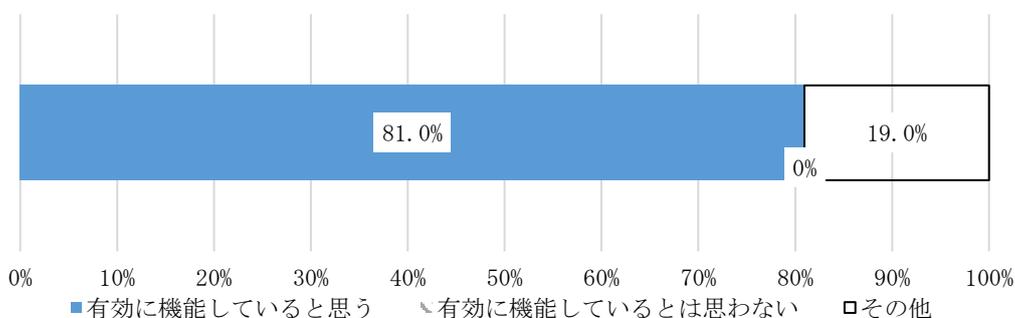
校園別では、校園とも「有効に機能していると思う」が最も高いものの、小学校・中学校では「有効に機能しているとは思わない」が15.4%となっています。

小学校・中学校の担任の回答では、「有効に機能していると思う」が70.0%と最も高く、次いで「有効に機能しているとは思わない」が15.7%となっています。

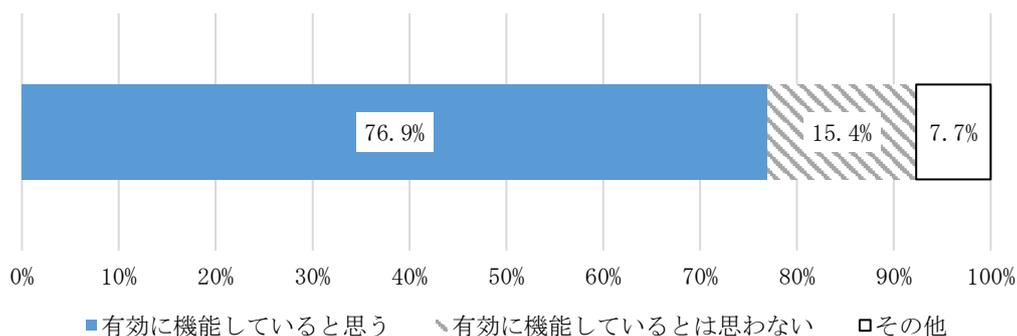
■全体 (N=34)



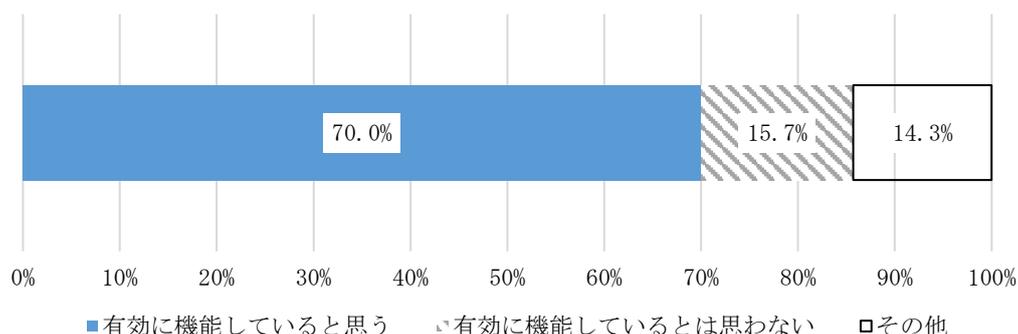
■保育園・幼稚園・こども園 (N=21)



■小学校・中学校 (N=13)



■小学校・中学校の担任 (N=70)



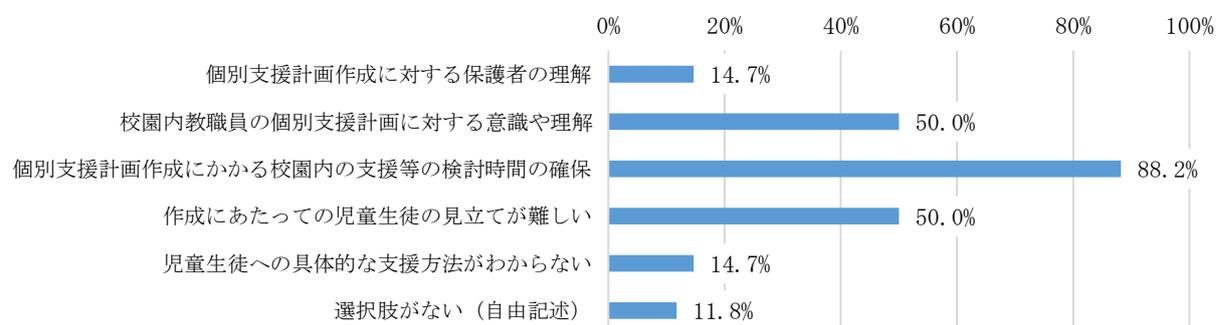
③個別支援計画の作成にあたって、特に課題と感じていることについて、あてはまる項目3つまで選択してください。選択肢がない場合は、記入してください。(複数回答)

個別支援計画作成で特に課題と感じていることについては、全体では「個別支援計画にかかる校園内の支援等の検討時間の確保」が88.2%と最も高く、次いで「校園内教職員の個別支援計画に対する意識や理解」、「作成にあたっての児童生徒の見立てが難しい」が50.0%となっています。

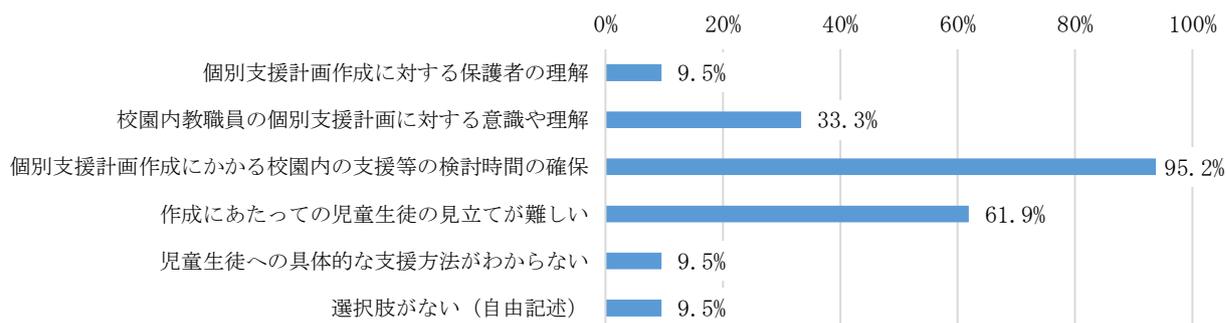
校園別では、園では「個別支援計画にかかる校園内の支援等の検討時間の確保」が最も高く、小学校・中学校では「校園内教職員の個別支援計画に対する意識や理解」、「個別支援計画にかかる校園内の支援等の検討時間の確保」が高くなっています。

小学校・中学校の担任の回答では、「個別支援計画作成にかかる校園内の支援等の検討時間の確保」が64.3%と最も高く、次いで「作成にあたっての児童生徒の見立てが難しい」が37.1%となっています。

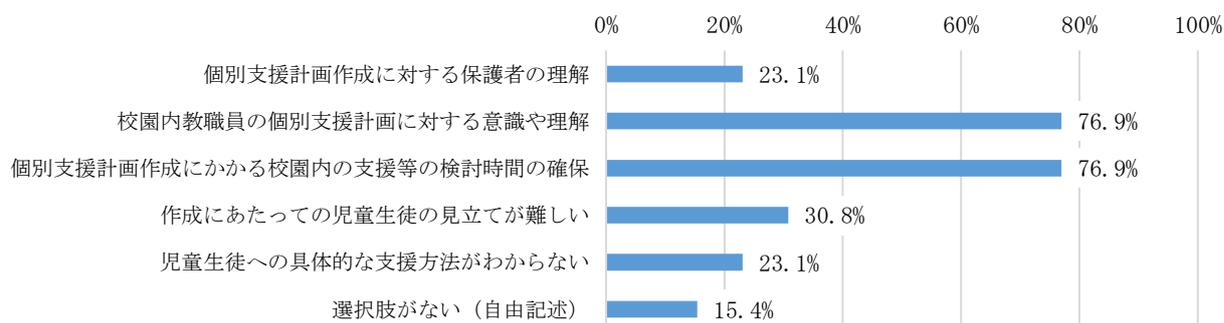
■全体 (N=34)



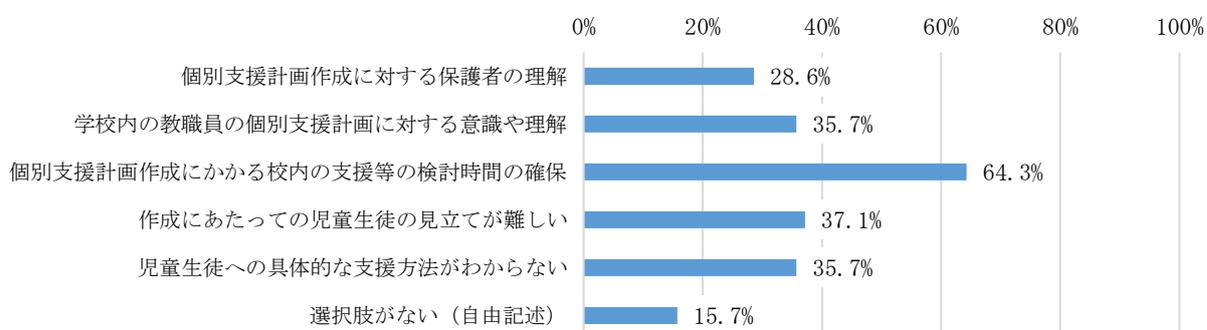
■ 保育園・幼稚園・こども園 (N=21)



■ 小学校・中学校 (N=13)



■ 小学校・中学校の担任 (N=70)



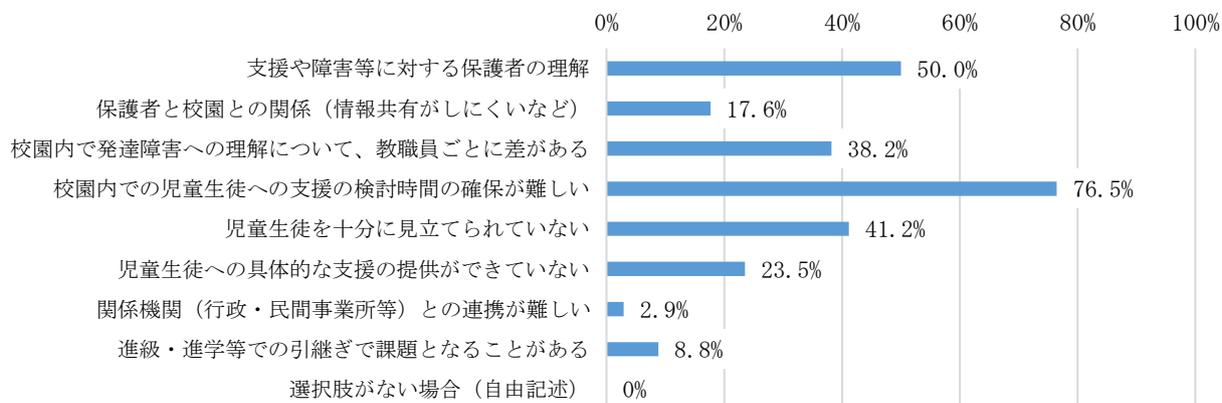
- ④ 「支援が必要な児童生徒（個別支援計画作成の有無を問わない）」への支援にあたって、特に課題と感じていることについて、あてはまる項目3つまで選択してください。選択肢がない場合は、記入してください。（複数回答）

児童生徒への支援で特に課題と感じていることについては、全体として「校園内での児童生徒への支援の検討時間の確保が難しい」が76.5%と最も高く、次いで「支援や障害等に対する保護者の理解」が50.0%となっています。

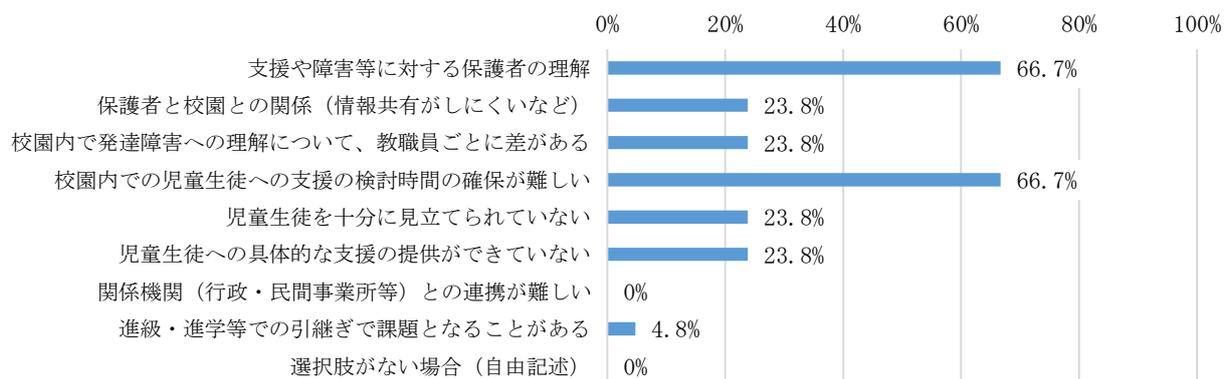
校園別では、園では「支援や障害等に対する保護者の理解」「校園内での児童生徒への支援の検討時間の確保が難しい」が高く、小学校・中学校では、「校園内での児童生徒への支援の検討時間の確保が難しい」が最も高くなっています。

小学校・中学校の担任の回答では、「支援や障害等に対する保護者の理解」が48.6%と最も高くなっており、次いで「校内での児童生徒への支援の検討時間の確保が難しい」が47.1%となっています。

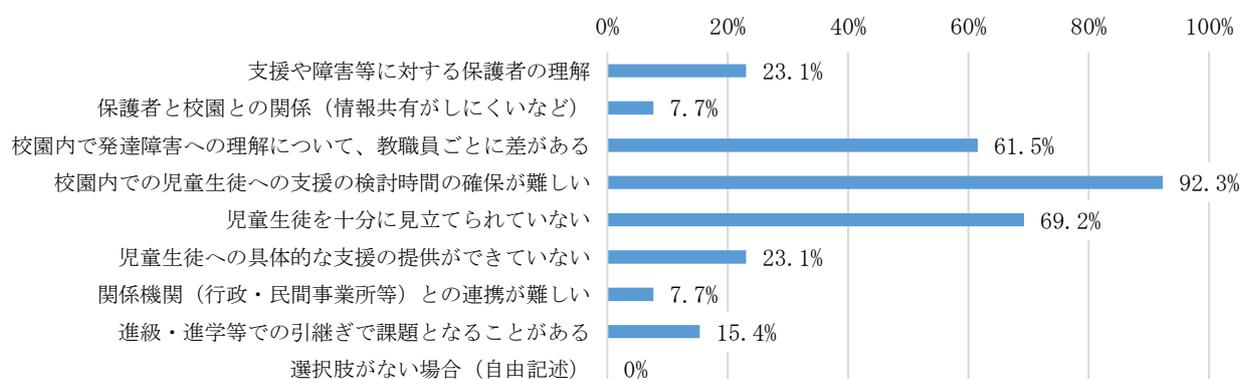
■全体 (N=34)



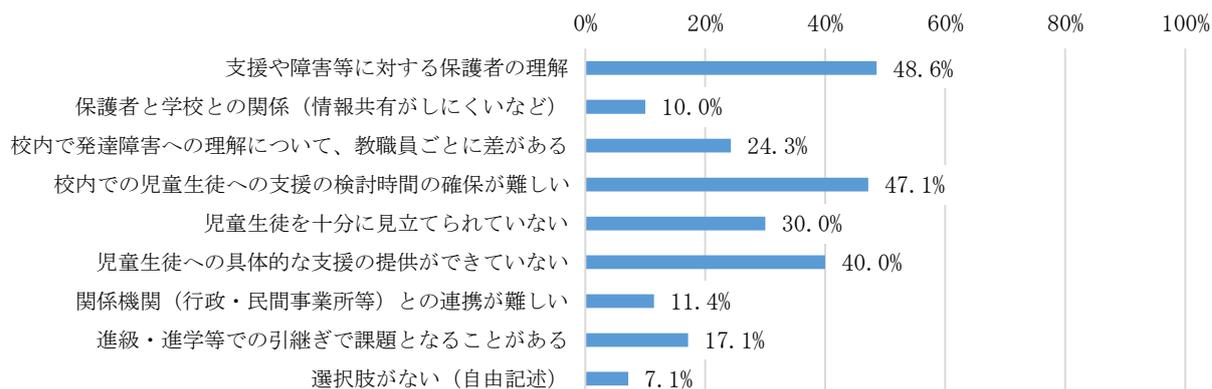
■保育園・幼稚園・こども園 (N=21)



■小学校・中学校 (N=13)



■小学校・中学校の担任（N=70）

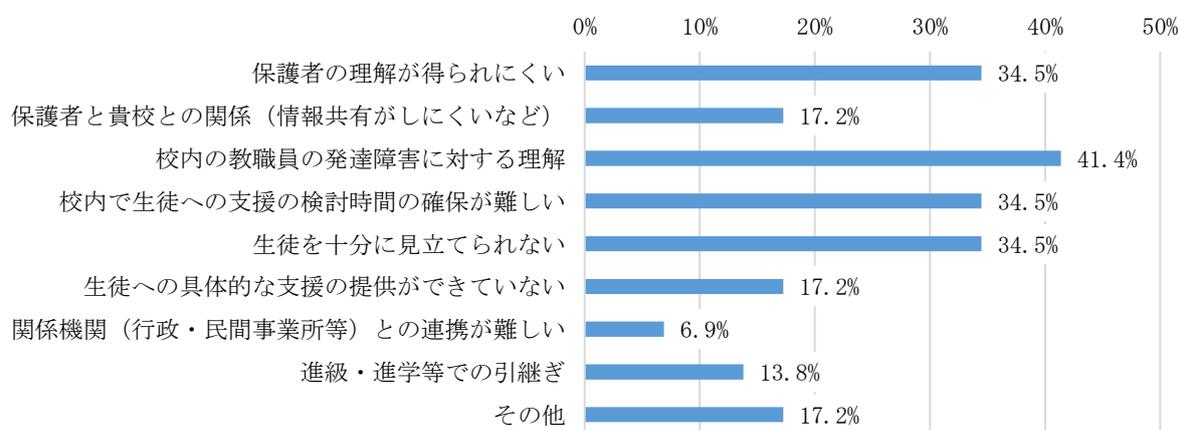


（3）県内高校等向けの調査

- ①「特別な配慮が必要な生徒」への支援にあたって、特に課題と感じていることを3つ選んでください。（複数回答）

支援にあたって特に課題と感じていることについては、「校内の教職員の発達障害に対する理解」が41.4%と最も高く、次いで「保護者の理解が得られにくい」、「校内で生徒への支援の検討時間の確保が難しい」、「生徒を十分に見立てられない」が34.5%となっています。

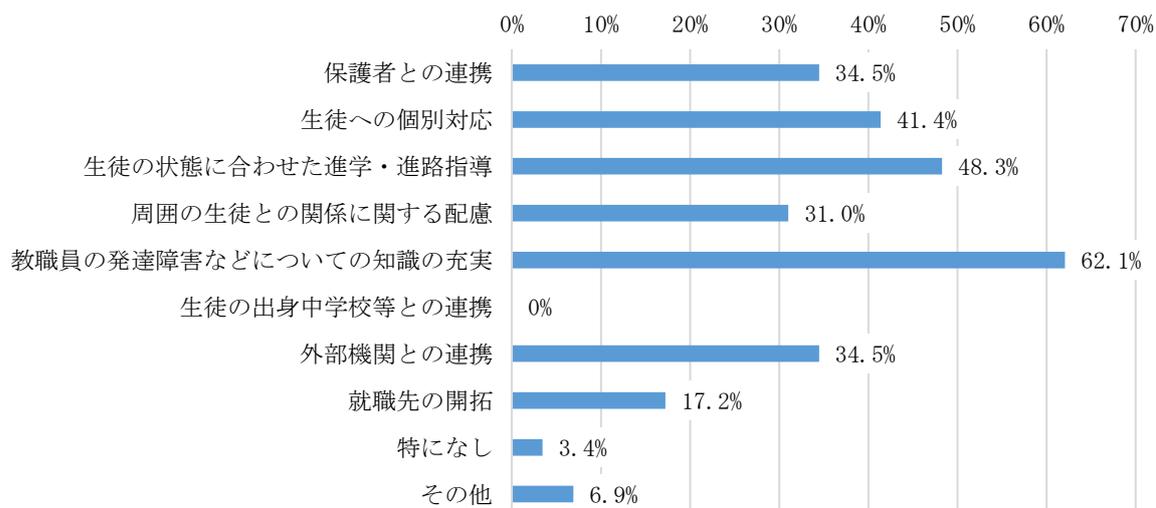
■全体（N=29）



- ②特別な配慮が必要な生徒への支援で、特に充実させていく必要があると感じていることを3つ選んでください。（複数回答）

生徒への支援で特に充実させていく必要があることについては、「教職員の発達障害などについての知識の充実」が62.1%と最も高く、次いで「生徒の状態に合わせた進学・進路指導」が48.3%となっています。

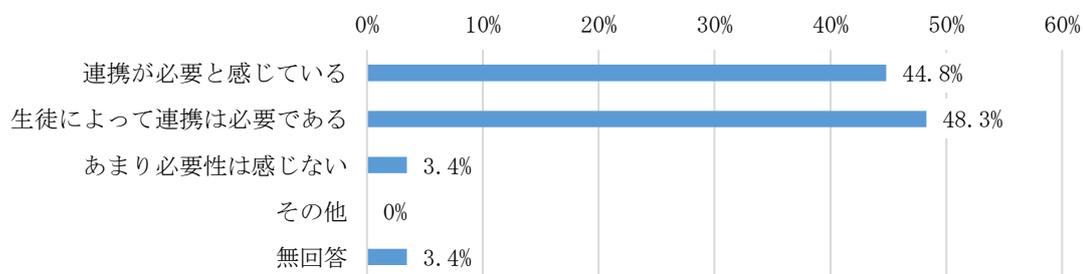
■全体 (N=29)



③特別な配慮が必要な生徒について、生徒の出身市町と連携が必要と感ずることがありますか。(単数回答)

生徒の出身市町との連携については、「生徒によって連携は必要である」が48.3%と最も高くなっています。

■全体 (N=29)

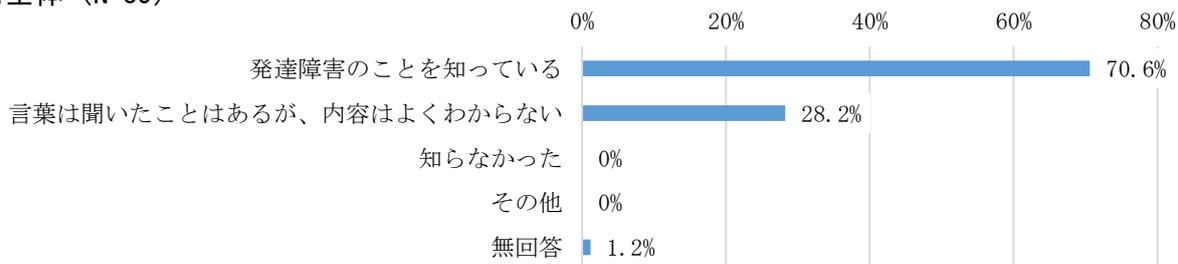


(4) 市内企業および事業所向けの調査

①「発達障害」について、ご存じですか。(単数回答)

発達障害についての認知度については、「発達障害のことを知っている」が70.6%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことはあるが、内容はよくわからない」が28.2%となっています。

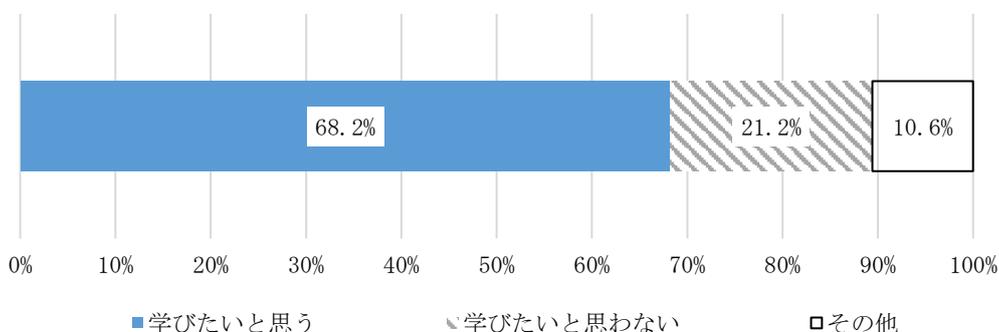
■全体 (N=85)



②今後、発達障害について学ぶ機会があれば、学びたいと思われますか。(単数回答)

発達障害について学ぶ機会があれば、「学びたいと思う」が68.2%となっています。

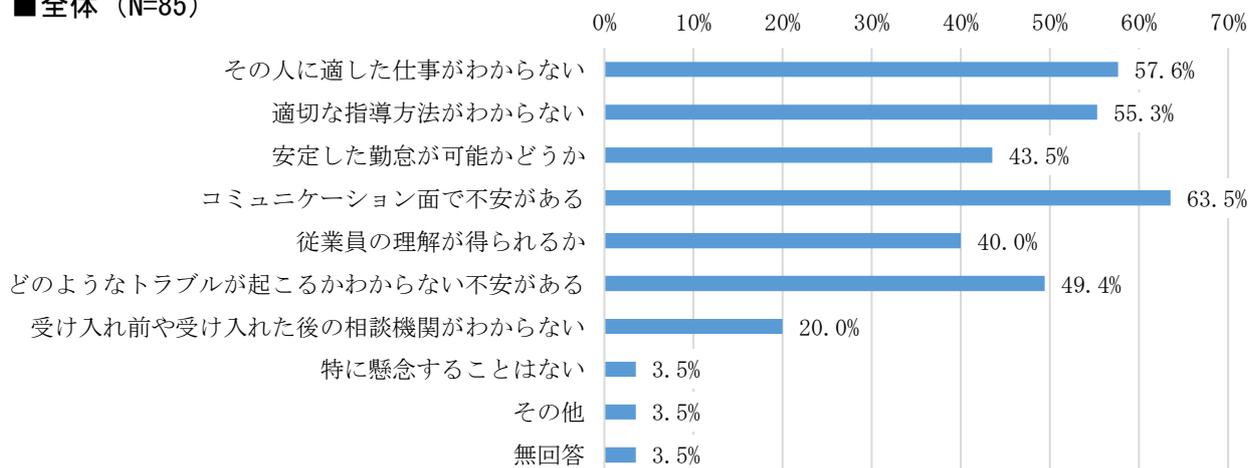
■全体 (N=85)



③発達障害のある人を雇用するうえで（雇用すると考えたときに）、懸念されていることはありますか。(複数回答)

発達障害のある人の雇用で懸念することについては、「コミュニケーション面で不安がある」、「その人に適した仕事がわからない」、「適切な指導方法がわからない」が高くなっています。

■全体 (N=85)



3. 基本方針2016の取組状況からみる成果

基本方針2016における3つの重点施策やライフステージ別の事業について、それぞれの進捗や取組の成果は、以下のとおりです。

(1) 重点施策

① 個別支援計画を活用した支援の実施

支援が必要な児童に対し、福祉・保健・医療等の内容も組み入れた個別支援計画を療育教室や校園で作成し、児童の成長の確認や課題対応に活かしてきました。平成30年度からは就学前の個別支援計画のアセスメント様式について、児童の姿をレーダーチャート表示されるようにするなど、有効な手立てや適切な支援につなげられるよう、様式の改訂を行いました。

乳幼児健診等での早期発見、療育教室等での早期支援を行う中、就園・就学においては個別支援計画を校園へ引継ぎ、継続した支援を行っている状況にあります。

② 発達支援センターにおける地域支援の強化

校園の支援スキルを高めていくために、巡回訪問や訪問相談事業を実施するとともに、児童発達支援事業「あゆっ子教室」のほか、園現場において療育を行う保育所等訪問支援事業「あゆっ子教室」の実施等により、早期から支援を受けている児童は、集団生活における発達課題の改善が図られている状況にあります。

各会館の「親子ほっとステーション」では、令和元年度から保護者が子どもとともに楽しみながら、子育てのポイントを知る、子どもの発達全般の向上を図る目的で、「わくわく子育て応援プログラム」を実施するとともに、プログラムの内容を冊子にまとめ、各会館等に配布し、地域の子育て事業での活用を働きかけているところです。

また、済生会守山市民病院の小児発達外来の受診について、医師と連携しながら医療受診の仕組みを検討した結果、受診までの待機期間が短縮されるなど、充実した診療体制となるように努めています。

③ 若者支援の充実

義務教育期間中には、中学校別移行会議において継続した支援が必要な児童の情報共有、義務教育終了後には高校訪問を行い、就学状況等を聞き取っています。また、ひきこもり、就労困難等の人への相談等の支援に取り組む中、現在は相談内容に応じて、庁内関係部局や滋賀県地域若者サポートステーション等の外部機関とが互いに連携し、支援を行うようにしています。

高校生活の継続が危ぶまれる児童の県と市の情報共有の仕組みについて、継続して県へ要望してきた結果、令和3年度から情報共有の仕組みの運用を行うこととなりました。今後も高校訪問と共に適切な支援へつなぐよう取り組みます。

(2) ライフステージ別の事業・取組

重点施策のほか、ライフステージ別に取組を行ってきました。

【市民啓発】

●「発達障害を知ろう講演会」の開催

毎年、市民等を対象に「発達障害を知ろう」講演会を開催し、発達障害の理解について周知啓発を行っています。

●様々な媒体での広報・啓発

発達障害やその特性等について、「広報もりやま」や「市ホームページ」での広報・啓発をはじめ、「発達支援センターだより」の発行、発達障害の理解を深められるよう絵本を市内校園に巡回して貸し出すなどの取組を行っています。

また、企業向けパンフレット「発達障害について理解するために企業・事業所の方へ」の作成・配布や、発達障害をテーマにした啓発DVDの購入、企業内人権推進協議会総会において「成人期の発達障害」についての講演会を開催しました。

●子育て情報誌の作成

令和元年度に、妊娠期を対象とした「らんらん」、3歳6か月頃までを対象とした「すくすく」、3歳6か月から就学までを対象とした「ぐんぐん」の3種の情報誌を作成し、母子健康手帳交付時、乳幼児健診時に対象者へ配布し、妊娠期から幼児期の子育てに関する情報を保護者に向け、発信しています。

【乳幼児期】

●乳幼児健診等による早期発見

乳幼児健診からつながるすこやか生活課の「発達相談」、保護者や園における気づきからつながる発達支援課の「発達相談」を実施する中で、早期発見に努めています。在宅児は、カンガルー教室や親子療育教室「のびのび教室」などの発達促進の場を紹介し、就園児については、園内での支援について助言するなど、必要な支援につなげています。

●乳幼児期の相談支援、療育教室等の障害児通所支援事業、言語指導等の専門的指導の早期支援の実施

「守山市児童発達支援センター」は、専門的な支援を行う福祉サービス提供事業所として、また市内の障害児支援の中核としての役割を担っています。福祉サービスの利用を希望する就学前児のサービス利用計画の作成とモニタリングを行う児童相談支援事業「ぼけっと」、小集団での活動を基盤に、感覚統合療法、行動療法等を取り入れた療育を提供する児童発達支援事業「あゆっ子教室」、園に訪問して療育を行う保育所等訪問支援事業「あゆっ子教室」の3つの事業において、児童の発達促進、保護者支援、関係機関と連携に取り組んでいます。

また、各園の5歳児を対象に構音（発音）の改善やコミュニケーション能力を高めるための支援を提供する訪問言語指導、言語個別指導「さんさん教室」、言語グループ指導「き

らり教室」を運営しています。

●コーディネーターによる校園との連携とアウトリーチ型事業の実施

発達支援センター所属のコーディネーターを窓口に、発達支援の取組の紹介、発達相談をはじめとする各種相談の調整、校園からの支援方法の相談に応えるとともに、進路懇談や個別ケース会議等に参加する中、コーディネーターと校園等が連携しながら支援を行う体制を整えました。また、校園のみならず放課後児童クラブ等へも訪問し、発達の特性に応じた支援の在り方について助言しています。

平成29年、30年度には、園における支援について、個別支援から集団支援に視点を広げるために、「ユニバーサルデザイン推進プロジェクト」事業をモデル園を募ったうえで実施し、支援を必要とする児童を含めた学級経営について理解の醸成に努めました。この取組を受け、令和元年度からは、訪問相談事業の枠組みに「学級経営支援」を加え、校園現場における支援スキルの向上を目指しています。

また、園においては、訪問相談事業に加え、発達課題の早期発見のために巡回訪問を実施し、今後の支援の方向性について助言を行っています。

●児童の見立て、個別支援計画作成等に関する研修の実施

幼児期の子どもの発達課題を見立てるための一助として、個別支援計画のアセスメントシートの改訂を行いました。令和2年度には、困った行動の背景を見立て、支援を組み立てる視点として、「冰山モデル」*を取り入れ、ワークシートを用いる中で、課題への手立てを分析し、個別支援計画に反映できるよう働きかけています。

特別支援教育の推進のため、校園職員向けに発達障害や福祉サービス、医療等に関する専門知識の普及、感覚統合療法やカウンセリング技法等の支援方法の紹介、障害のある子を含めた学級経営の視点等の研修会を毎年開催しています。令和2年度からは、個別支援計画の管理、運用、引継ぎなどのシステムのみならず、個別支援計画の目的や効果的な支援計画の書き方等を、全職員に向けて普及できるよう、学校教育課、保育幼稚園課、発達支援課で検討を重ねています。

※ その人の困難を理解するために、冰山に例えて、表面上に見える部分（困難さ）だけでなく、水面下にある部分（困難さの背景）にあるものが何かを考え、見立てる考え方。

【学齢期】

●特別支援教育の取組

インクルーシブ教育の推進を図るとともに、「いきいき支援員」、「スクールソーシャルワーカー」、「スクールカウンセラー」の配置を行っています。

●卒業後を見越した支援（中学校別移行会議の実施、不登校児童等の統一様式での記録蓄積）

中学校が卒業後も支援が必要と判断した中学3年生を対象に、年間2回の中学校別移行会議を開催し、関係機関で情報共有を図ってきました。また、不登校や別室登校等の児童の支援状況を引継ぎ、継続的な支援ができるよう、支援状況を記録する様式を統一して学

校への周知を図る等、引継ぐ体制づくりに努めています。

●新・守山版ネウボラ創造プロジェクトの取組（妊娠期から学齢期までの取組）

令和元年度からすこやかな子どもの育ちをサポートするため、「わくわく子育て応援プログラム」、「子育て情報誌の配布」、「母子健康手帳アプリ」等による子育て支援情報の発信、児童・保護者へのアンケート調査、専門職種の連携システム作りなど、妊娠期から学齢期までの親子教育と一貫した教育を更に進める必要があります。

【青年期・成人期】

●高校訪問の実施

中学校別移行会議対象の児童について、保護者同意のもと生活支援相談室と発達支援課で高校訪問を行い、児童の状況把握や高校における特別支援の現状把握に努めています。また、高校生活や高校卒業後の進路に悩みや不安等がある生徒については、高校や保護者からの相談に応じるなど、相互のやり取りができる体制の強化を図っています。

●高校と市の情報共有の取組

高校生活の継続が危ぶまれる児童について、県と市の情報共有の仕組みの構築し、令和3年度からまずは県立学校と取組を開始し、高校との連携に努めます。

●ひきこもり支援ガイドブックの作成、配布

平成29年度に「ひきこもり支援ガイドブック」を作成し、ひきこもりの人やその家族が支援機関にアクセスしやすい情報提供に努めました。

【保護者・支援者の連携】

●各事業での保護者への支援

児童発達支援事業「あゆっ子教室」での学習会や親の会の活動を通して、発達支援に関する知識の普及と保護者間の交流に取り組むとともに、児童の行動を分析し、対応の効果を検証しながら子育ての視点を学ぶ「ペアレントトレーニング」を実施しました。

また「あゆっ子教室」親の会主催で、小学生や中学生を育てる保護者の体験談を聞く機会や、「進路交流会」では、発達障害のある当事者や保護者から高校進学の際に考え、悩んだことなどを話してもらう機会を提供し、保護者が将来を見据えた子育てについて考える一助となるよう取り組んできました。

一方、各事業を利用する保護者が、児童の成長段階に応じた記録や情報等を蓄積できるようにする「相談支援ファイル」の活用を促進するとともに、講演会等の機会を通して、紹介に努めています。

●民間の児童発達支援事業所等との連携

民間事業者が運営する「児童発達支援事業」を利用する支援対象児が増加傾向にあり、また、校園等へ訪問し支援する「保育所等訪問支援事業」については、今後利用者が増加

する可能性があります。就学前においては、児童相談支援事業「ぼけっと」の相談員が支援計画を作成し、保護者、各園と事業所をつなぐ中、その児童に適切なサービスが提供されるよう相談支援を行っています。就学後は民間の相談支援事業所が支援計画を作成するため、保護者、学校と事業所が連携する中、支援内容等を共有して適切なサービスが提供されるよう関係課が働きかけていく必要があります。

●支援者への情報提供、連携

障害者自立支援協議会を通じて各事業所等へ発達支援の取組の周知を図ったり、コーディネーター部会等を通じた特別支援教育コーディネーターとの情報共有、発達支援課主催の各会議等で情報提供を行い、連携に努めています。

4. 基本方針2016の検証等からみた課題と方向性

本章での分析、成果を踏まえ、今後取り組んでいく主要な課題、方向性は次のとおりです。

(1) 主要課題

- ① 保護者、子どもを育むためのサポートが必要になっている。
- ② 特別な支援を必要とする児童、不登校等の児童が増加しており、校園の困り感に寄り添った相談支援ができるように、体制を検討する必要がある。
- ③ 学齢期の本人および保護者の将来の自立に向けた支援を検討する必要がある。
- ④ 高校と市の連携を深め、情報の共有ができる仕組みと相談体制の構築を図る必要がある。
- ⑤ 高校卒業から成人期まで支援が途切れないよう、就労、ひきこもり等の相談に対して、関係部署が横断的に支援していくことが必要である。
- ⑥ 日々の生活に個別支援計画が活用できるよう、様式の見直し等を行う。
- ⑦ 個別支援計画を活用し、家庭と校園との情報共有等を図っていく。
- ⑧ 各様式等のデータの蓄積や管理、連携策等について、ICTシステムの活用を検討していく必要がある。
- ⑨ 特別支援教育研修について、関係部署が連携し、プログラム化した研修とするなど、発達障害や発達特性の理解、教職員の見立てる力や実践力を高めていく取組が必要である。
- ⑩ 本人・保護者等のエンパワメントの視点に立った支援を検討していく必要がある。
- ⑪ 民間事業所等の支援者と情報共有や連携を深め、適切な支援を行っていく。
- ⑫ 多くの市民に発達障害の認知や理解が広がったが、更に理解を深めるための周知啓発を行っていく必要がある。

(2) 方向性

主要課題や現状等を踏まえ、基本方針の方向性は次のとおりです。

- ① 乳幼児期の支援の充実
- ② 特別支援教育の推進
- ③ 義務教育終了後の支援の充実
- ④ 発達障害の理解の深化とエンパワメントの向上

第3章 基本目標と行動指針、施策体系

1. 基本目標

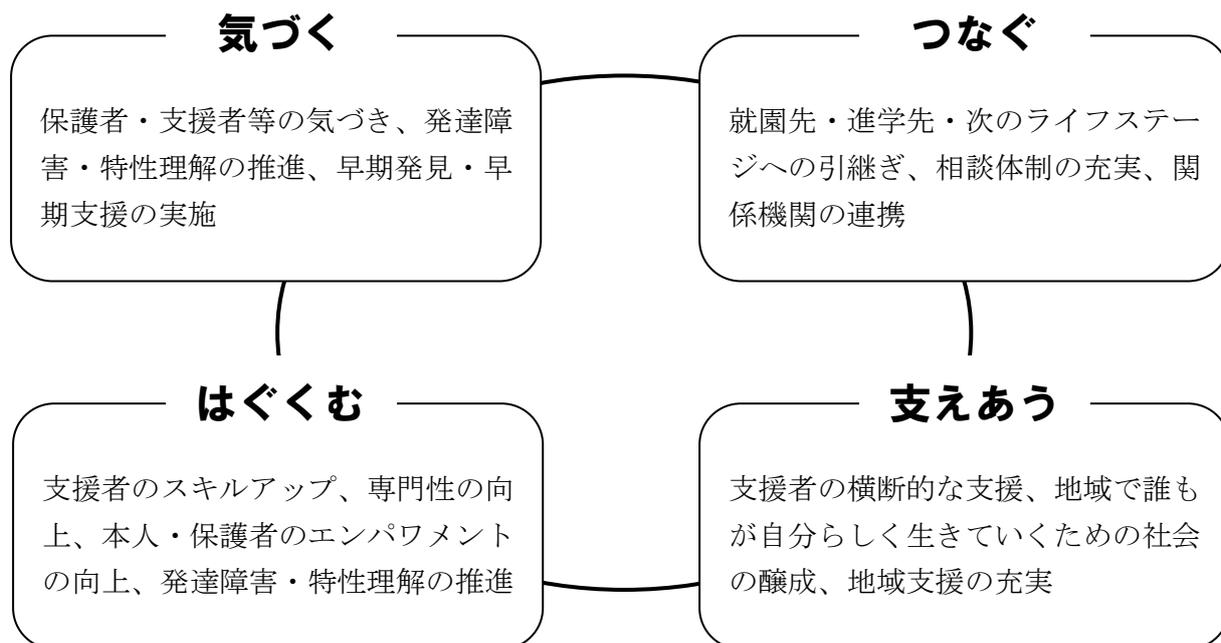
発達支援システムの当初からの基本的考え方である「生涯にわたる一貫性のある継続的な支援」を推進し、発達支援の充実を図っていくために、平成22年度からは「誰もが生涯にわたって社会の中で自分らしく生きるための支援をめざす」を基本目標として設定しています。

今後もより一層生涯にわたる支援体制を整える必要があることから、この基本目標を踏襲します。

**誰もが生涯にわたって社会の中で
自分らしく生きるための支援をめざす**

2. 行動指針

今後の方向性を踏まえ、基本目標を達成するための行動指針を次の4つとします。4つの行動指針が相互作用することによって、発達支援の充実、課題解決を図ります。



3. 施策体系

基本目標の達成に向け、次の施策体系に基づき、施策・事業に取り組みます。

基本目標	誰もが生涯にわたって社会の中で 自分らしく生きるための支援をめざす
------	--

指針	分野	基本施策	取組
気づく・つなぐ・はぐくむ・支えあう	乳幼児期	① 子育て支援の強化 ② 園での支援の充実 ③ 未就学児童への専門的支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・子どもを育む支援の充実 発達課題の早期発見と個別支援計画を活用した適切な支援の実施 発達支援センターでの専門的支援の実施 アウトリーチ型相談体制の充実
	学齢期	① 小学校期の支援の充実 ② 中学校期の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の取組推進 日常の生活に活かす個別支援計画 アウトリーチ型相談体制の充実 保護者と本人の自立に向けた支援の充実 卒業後を見越した支援の充実
	青年期・成人期	① 高校等との連携 ② 発達障害に起因した困り感を持つ若者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 中学校別移行会議の充実 高校訪問の実施（高校等との連携強化） 発達障害に起因するひきこもり課題への支援の実施 高校卒業後の途切れない支援・横断的支援の実施
	地域の連携 本人・保護者・支援者・	① 個別支援計画の活用 ② 特別支援教育研修の充実 ③ エンパワメントの向上 ④ 医療機関を含めた支援者間における情報共有・連携 ⑤ 地域社会全体への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画の様式改訂 個別支援計画等を活用した情報共有 せんせい応援プログラムの実施 エンパワメントの向上 横断的な支援、情報共有 様々な媒体での周知啓発 保護者、支援者、企業・事業所等への啓発・研修

4. 重点施策

施策体系に基づく施策のうち、次の3項目を重点施策と位置づけ、今後3年間を目途に横断的に取組を推進します。

(1) 子どもの生きる力を育むための発達支援の取組推進

子どもを取り巻く社会情勢の変化の中では、家庭環境や子育ての多様化のみならず、遊び場の減少や便利な生活道具の普及による経験不足が、子どもの発達の遅れのように表出されたり、自己肯定感の低下、身体発達や手先の巧緻性、コミュニケーションスキル等の成長・発達に影響を及ぼしていると考えられます。また、様々な経験を通して培われる遊びの手ごたえ、意欲、自信といったものが十分に育まれず、学齢期以降の子どもの「生きる力」の獲得に影響を与えることも懸念されます。

子ども達の成長に影響していくことがないよう、発達課題のある子どもへの支援のみならず、乳幼児期の早期から保護者・子どもへの支援を行うことで、非認知能力^{*}の獲得等、子どもの健やかな成長を促していきます。

また、子どもが持っている力を発揮し、地域でいきいきと生活していけるよう、保健・福祉・教育等が連携した上で、家庭と協同しながら「生きる力」を育む視点を持って発達支援を推進します。

※ 目標や意欲、興味関心をもって、粘り強く、人と協力して取り組んでいく力

(2) 教職員のエンパワメントと特別支援教育に関する資質向上

幼児期から学齢期は、校園での支援が中心となり、子どもに関わる教職員一人ひとりのエンパワメントが重要です。個別支援計画の改訂等を行う中、校園全体として、また、教職員同士が協同して、特別支援教育に取り組めるよう、働きかけていきます。

更には、関係部署が協同して、特別支援教育に関する系統的プログラムを作成し、特別支援教育研修「せんせい応援プログラム」として実施する中、教職員の資質向上を図ります。

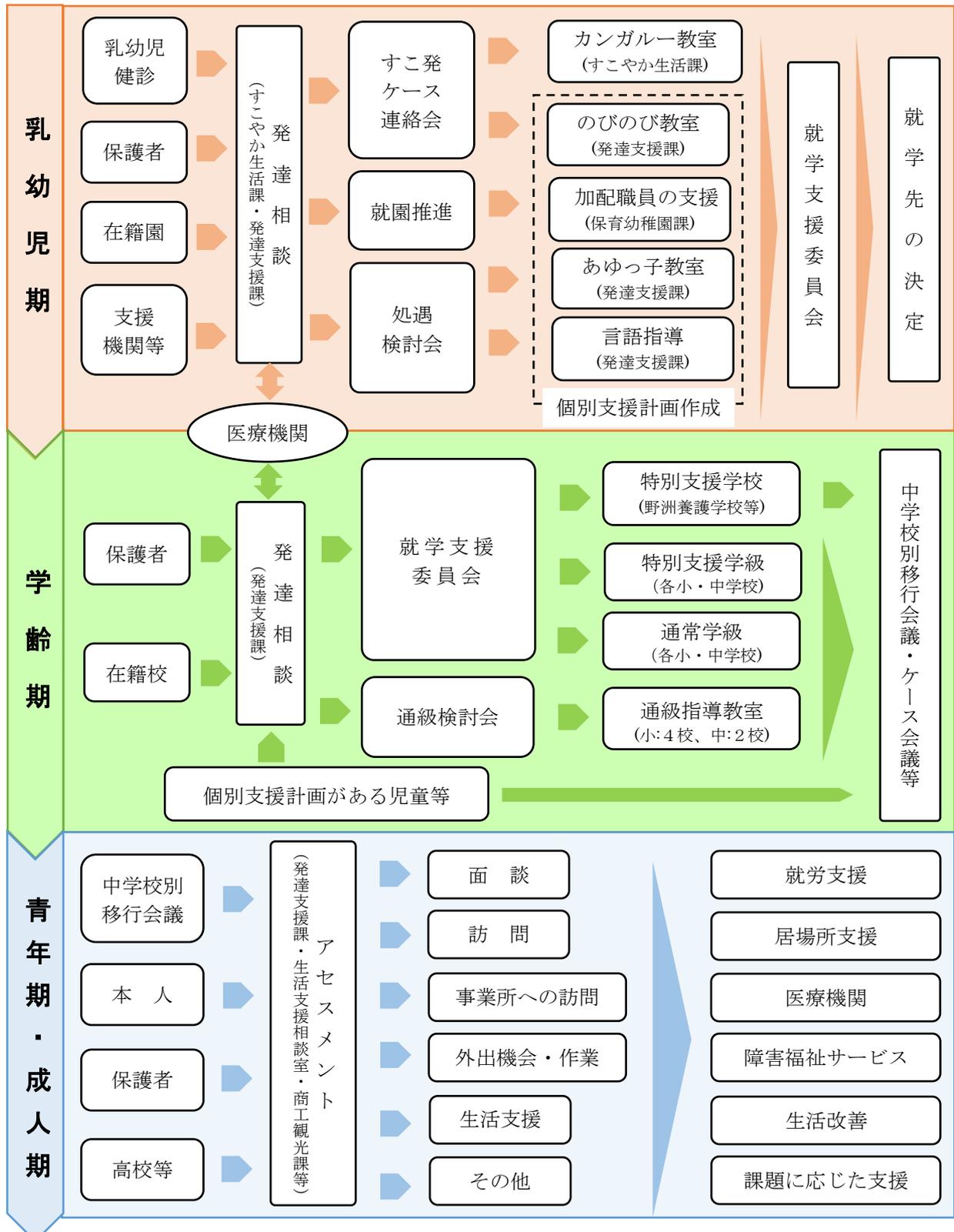
(3) 発達支援センターの機能拡充

市の庁舎建て替えに伴い、すこやかセンター内での親子療育教室「のびのび教室」等の保護者と子どもを育む支援の拡充、児童発達支援事業「あゆっ子教室」等の専門的支援の拡充と校園への支援の充実を図りながら、ICTシステムを活用した校園等との連携策の検討を行います。また、青年期・成人期の相談支援の充実へ向けた検討を行い、必要な機能の拡充を図ります。

第4章 分野別の支援充実のための取組

行動指針等に基づく、分野ごとの取組方針は次のとおりです。支援対象者一人ひとりに適切かつ切れ目のない支援を提供するため、横断的かつ継続的な取組に努めます。

【ライフステージごとの主な支援の流れ】



1. 乳幼児期

① 子育て支援の強化

遊び場の減少や日常生活の利便性の向上による子どもの生活経験の不足、家庭環境の変化や子育ての多様化等が子どもの成長に影響を及ぼしていると考えられる中、保護者が子どもの発達を促進する適切な関わりを知り、子育てを楽しめるよう、地域と協働する中で子育て支援の取組を進め、保護者の育児力の向上と子どもの発達促進を図ります。

また、取組を進める中で、専門的な支援を要する子どもを早期発見・早期支援し、就園、就学先へとつないでいきます。

② 園での支援の充実

園には、就園前から親子療育教室「のびのび教室」等に通い、就園時に個別支援計画が引継がれた支援継続児童、就園後に新たに支援を始める児童がいます。

支援にあたっては児童の見立て、個別支援計画の作成、具体的な支援の提供、園外の支援機関との連携、就学への引継ぎなど、児童にとって適切な支援を常に考えていなければなりません。そのため、発達支援センターや関係機関が連携し、園に寄り添った支援をしていく必要があります。

③ 未就学児童への専門的支援の実施

乳幼児健診等で早期発見された児童や園での支援の結果、専門的支援が必要な児童は児童発達支援事業や言語指導等へつなぎ、支援を行っています。また、園へのアウトリーチ型の支援を行い、園での発達支援スキルの向上を図っています。

今後も児童にとって必要な専門的支援が適切に提供されるよう、関係部署が連携して支援していきます。

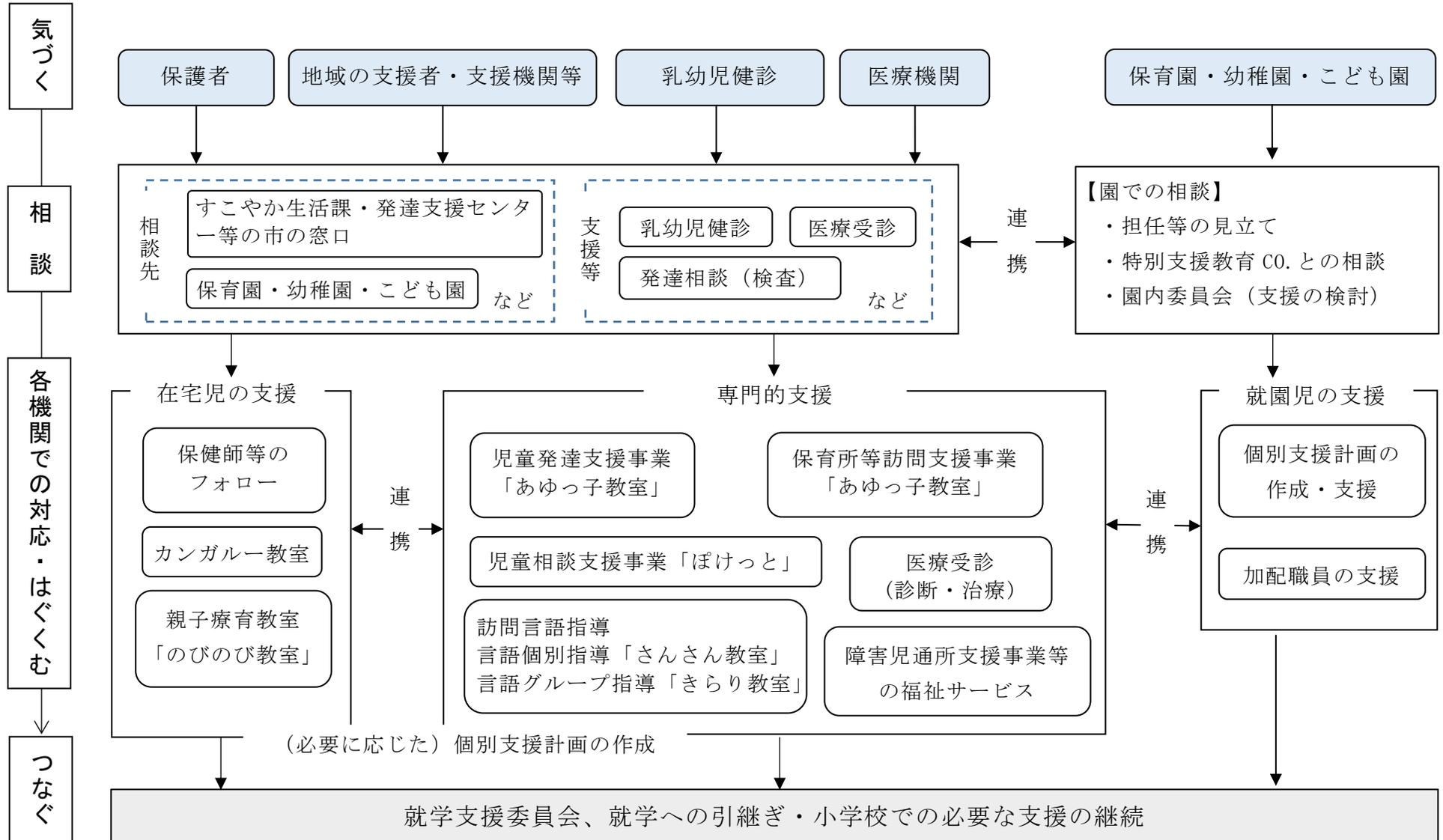
取 組	内 容
保護者・子どもを育む支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 各地区会館での親子ほっとステーションの開催○ 未就園児を対象とした、園での親子ふれあい遊び、子育て相談等を行う「未就園児向け事業」の実施○ 親子ほっとステーションでの「わくわく子育て応援プログラム」の実施○ 「母子健康手帳アプリ」等による子育て支援情報の発信○ 親子の関わりを通して子どもの発達を支援していく「カンガルー教室」の実施○ 発達が気がかりな未就園の児童を対象にした、親子療育教室「のびのび教室」の実施

取 組	内 容
発達課題の早期発見と個別支援計画を活用した適切な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健診での発達課題の早期発見、乳幼児健診未受診者への訪問等による発達課題の早期発見 ○ 「すこ発ケース連絡会」による必要な支援の処遇検討および専門的支援へのつなぎ・早期支援の実施 ○ 園での見立てによる発達課題の早期発見、個別支援計画の早期作成と具体的支援の実施 ○ 園での加配職員の適切な配置による支援の実施 ○ 集団での支援に視点を広げ、支援が必要な児童を含めた学級経営、園内での発達支援の促進 ○ 個別支援計画を活用した小学校への支援の引継ぎ
発達支援センターでの専門的支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児通所支援事業等による専門的支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援事業「あゆっ子教室」 ・保育所等訪問支援事業「あゆっ子教室」 ○ 児童相談支援事業「ぼけっと」による適切なサービスの提案と園と連携した相談支援の実施 ○ 5歳児を対象に、課題に応じた言語指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問言語指導 ・言語個別指導「さんさん教室」 ・言語グループ指導「きらり教室」
アウトリーチ型相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達分野・言語分野の園への巡回訪問、学級経営・個別ケース検討を軸にした訪問相談 ○ 発達支援センターの専門職が園へ出向き、対象児の観察を通して得た必要な手立て、支援策の構築 ○ コーディネーター機能を活かした発達相談、医療受診相談、ケース会議への参加等による支援の推進

めざす姿

- 地域で、保護者・子どもへのサポートを行うことで、子どもの健やかな成長を支える
- 発達課題等を早期に発見し、早期に療育等の必要な支援へつなぐ
- 発達支援センターや関係機関が園と連携する中、専門的支援の実施・充実に回り、子どもの健やかな成長を支える
- 個別支援計画等による就園、就学への引継ぎを行い、保護者、園、支援機関と小学校が連携する中、継続した支援を行う

【乳幼児期の支援】



2. 学齢期

① 小学校期の支援の充実

特別な支援を必要とする児童が増えている中、教職員の個別支援計画作成や支援検討の時間の確保の難しさへの対策を講じる必要があります。特別な支援が必要な児童への支援について、「個別支援計画」や「不登校・別室登校等児童・生徒支援シート」を活用した適切な支援をし、中学校へ支援の引継ぎが確実に行われるよう取組を進めていきます。

また、学齢期の保護者・児童への直接的な支援についても検討し、発達支援センターや関係機関が学校と連携しながら、保護者・児童への支援を行い、児童の長所や可能性を伸ばす教育を推進します。

② 中学校期の支援の充実

中学校においても特別な支援を必要とする児童が増加傾向にあり、小学校期と同様の課題解決や取組の推進をしていく必要があります。

中学校期では、個別支援計画を高校等の進学先へ引継ぎ、進学先でも支援が継続されるよう働きかけるなど、中学校卒業後も特別な支援が必要な児童について、卒業後の進路を見据えた支援の継続、充実に努めます。

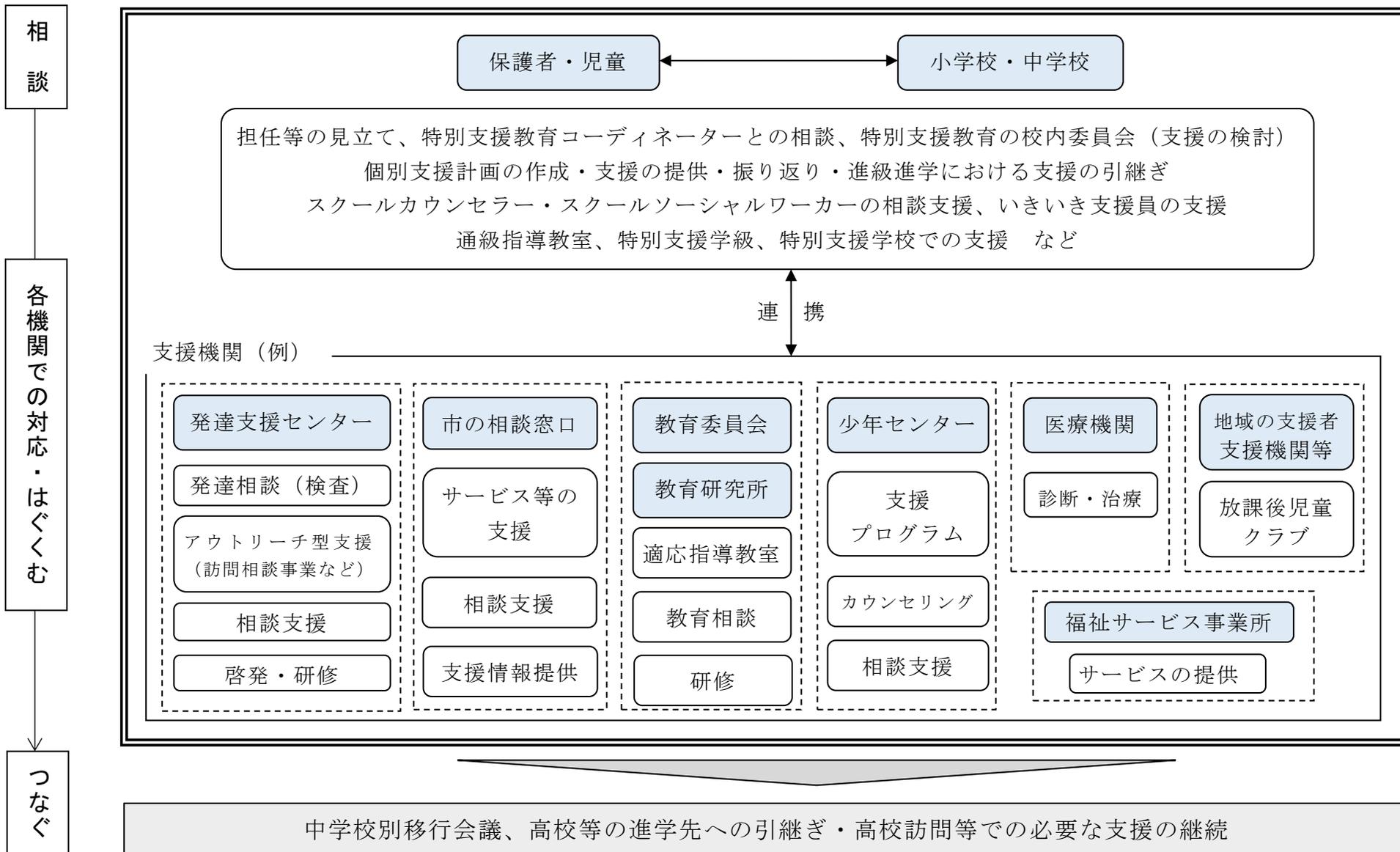
取 組	内 容
特別支援教育の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校前期（1年生から3年生）での発達課題の早期発見 ○ 特別支援教育研修等による教職員の発達障害、発達特性等の理解の推進 ○ 教職員の「個別支援計画」、「不登校・別室登校等児童・生徒支援シート」の必要性、有効性の理解の促進 ○ 特別な支援が必要な児童を含めた学級経営に視点を当てた発達支援の促進 ○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携推進
日常の生活に活かす個別支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者と学校が児童の現状・課題を情報共有し、保護者と共に検討した個別支援計画作成 ○ 校内や学年での児童の見立て、見立てにあった具体的支援の提供 ○ P D C Aサイクルでの支援の振り返り、手立て・支援の見直し ○ 教職員の支援検討に活用できる特別支援の事例集の作成
アウトリーチ型相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級経営・個別ケース検討を軸にした訪問相談の実施 ○ 専門職が学校へ出向き、対象児の観察を通して得た必要な手立て、支援策の構築 ○ コーディネーター機能を活かした発達相談、医療受診相談、教育相談、ケース会議への参加等による支援の推進

取 組	内 容
保護者と本人の自立に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課題や発達年齢等に応じた保護者向け講演会の開催 ○ 児童の自己認知支援等の成長段階に応じた支援策の検討と実施 ○ 学校現場における自立活動の充実
卒業後を見越した支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別支援計画等による進学先への引継ぎの実施 ○ 不登校や別室登校等の児童について、支援記録の蓄積と次のステージへの引継ぎの実施 ○ 中学校別移行会議の実施と卒業後の支援の継続に係る保護者の理解の促進

めざす姿

- 発達支援センターや関係機関の保護者・児童への支援が、将来の自立への一助なるよう取組を充実させる
- 発達支援センターや関係機関が学校と連携する中、学校での支援を充実させ、児童の生きる力を育んでいく
- 個別支援計画等による進級・進学の引継ぎが確実に行われ、保護者と学校が連携する中、継続した支援を行う

【学齢期の支援】



3. 青年期・成人期

① 高校等との連携

中学校から高校への進学等で支援が途切れないう、十分な引継ぎがされるとともに、高校生活が危ぶまれる児童等の情報共有が県と市で適切に行われ、有効に機能するよう取り組みます。

また、高校卒業のタイミングで支援が途切れてしまうことがないよう、引継ぎ等の方策を検討します。

② 発達障害に起因した困り感を持つ若者への支援の充実

義務教育期であれば、困り感を持ちながらも教職員の理解や支援のもとで、集団生活を送っていたところですが、高校、大学等への進学、就職にあたっては、自らで考え、対処方法を模索することが必要になります。そういった困り感を持つ青年期・成人期の若者が、自身の特性に気づき、社会生活を送るためのスキルを身に付けるための相談機能を充実させていきます。

一方で、不就労、ひきこもり等で所属がない若者の相談も増えており、課題解決に向けて関係部署との連携が必要となりますが、発達障害の特性ゆえに、新しい相談者や機関につながることが困難な人もいます。また、生活リズムが昼夜逆転になっているなど、生活改善が必要な場合も多く、支援が長期化する傾向があります。義務教育期から支援を引継ぐ中、早期から介入し、必要な支援を行います。

個々の課題解決にむけて、関係部署で横断的に取り組んでいるものの、様々な事情で支援が途切れる場合があります。発達支援センターや関係機関は、支援が途切れた後でも再度相談できる、また、青年期・成人期の人が初めてでも安心して相談できる場所であることが必要です。地域の支援機関を活用する中、その人のペースにあった支援を行っていきます。

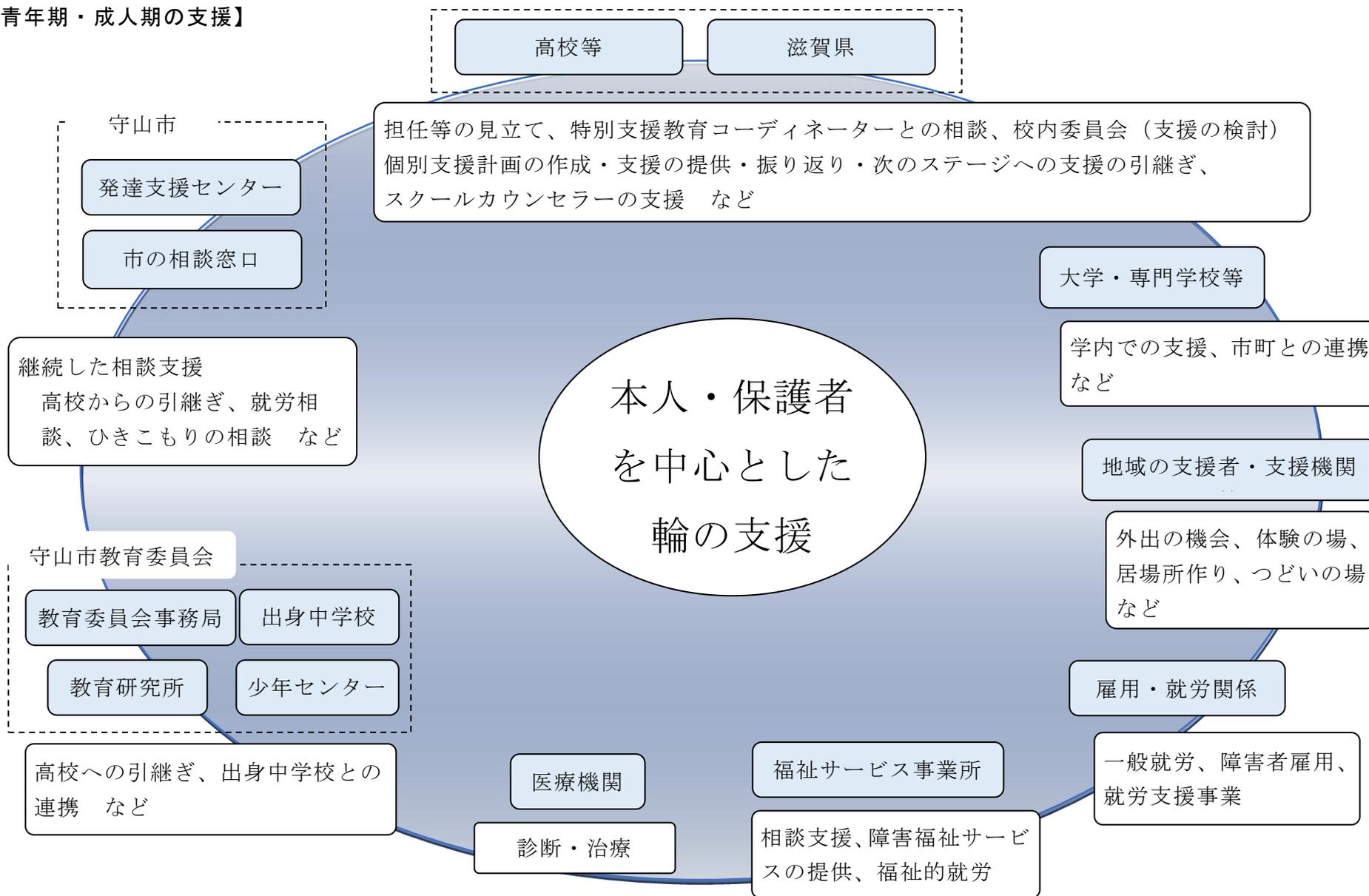
取組	内容
中学校別移行会議の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 中学校卒業後も支援が必要な児童の情報を関係部署で情報共有し、支援の役割分担を図る○ 個別支援計画がない児童においても、関係部署で情報共有し、支援が必要な時に備える
高校訪問の実施 (高校等との連携強化)	<ul style="list-style-type: none">○ 中学校別移行会議の対象児童について、家庭からの聞き取りで状況把握をしたうえで、高校訪問により高校生活の状況を把握し、必要な場合は適切な支援へつなぐ○ 高校訪問を通じて、高校での特別支援の取組状況を把握する○ 「児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定」について、実施状況の検証等を行う中、有効な支援の仕組み作りを進める

取 組	内 容
発達障害に起因するひきこもり課題への支援の実施	○ 発達障害に起因するひきこもりの相談支援について、インテーク・アセスメントを行い、関係部署と連携する中、つどいの場・就労体験の場などの社会資源を活用した支援を行う
高校卒業後の途切れない支援・横断的支援の実施	○ 高校卒業と同時に支援が途切れないよう、高校と連携し、個別ケース会議等を実施するなど、支援の継続を図る ○ ワーカー機能とカウンセリング機能を活かし、横断的な支援を行う ○ 相談を受けた機関がインテーク・アセスメントを実施し、本人の課題に応じた支援機関へつなぐとともに、公・民のネットワーク化した支援を行う

めざす姿

- 義務教育終了後、高校等卒業後も、途切れることのない支援を行う
- 社会資源を活用した就労や生活改善の支援を行う
- 相談を受けた際には、インテーク・アセスメントを実施し、課題やニーズを明らかにする中、関係部署と横断的な支援を行う

【青年期・成人期の支援】



4. 本人・保護者・支援者・地域の連携

① 個別支援計画の活用

児童の様子、課題改善等について、個別支援計画を通じて家庭と校園の情報共有を密にし、家庭と校園等の支援者が協同して児童の課題改善を図れるよう取組を進めます。

また、進学等においては、個別支援計画の引継ぎをしっかりと行い、児童に継続した支援が行われていくよう取り組みます。

② 特別支援教育研修の充実

各部署において独自の研修を実施するのではなく、関係部署が連携する中、一貫性のある研修プログラム作成やケース検討等の実践的研修を行い、「せんせい応援プログラム」として、特別支援教育研修を実施します。

③ エンパワメントの向上

児童発達支援事業「あゆっ子教室」親の会等での交流やペアレントトレーニング等の支援を行い、保護者が力をつけていくとともに、本人が支援を受けながらも、生きていくために必要な力を育み、持っている力を発揮できるよう働きかけていく必要があります。支援者は、保護者や本人に向けエンパワメントの視点に立ちながら、支援を行います。

④ 医療機関を含めた支援者間における情報共有・連携

それぞれのライフステージにおいて、様々な支援が個別支援計画等の情報を通じて提供され、引継がれていく中、関係部署が情報を共有し、横断的な支援を行います。

一方、医学的な「見立て」や「治療（投薬等）」が必要な場合は、医療機関と連携し、医学的見地からの情報を支援者で共有し、より効果的な支援のための環境を整えるなど、個々の状態に応じた支援を行います。このため、多くの児童が受診する済生会守山市民病院の受診においては、発達相談や個別支援計画等の情報提供および担当医と定期的な連絡会を行い、校園へのフィードバックを行うなど、医療機関と発達支援センターとの連携に努めています。今後においては、他の医療機関との連携強化策についても検討します。

また、校園や庁内関係部署、医療機関との連携だけでなく、放課後等デイサービス等の民間の支援事業者や企業・事業所等とも連携しながら、支援を行います。

⑤ 地域社会全体への啓発

多くの市民等に発達障害の認知や理解が広まった一方、当事者や家族が生活や社会参加において苦慮されている現状はまだあります。このため、地域社会全体へ周知啓発を引き続き行い、理解を深めていく必要があります。

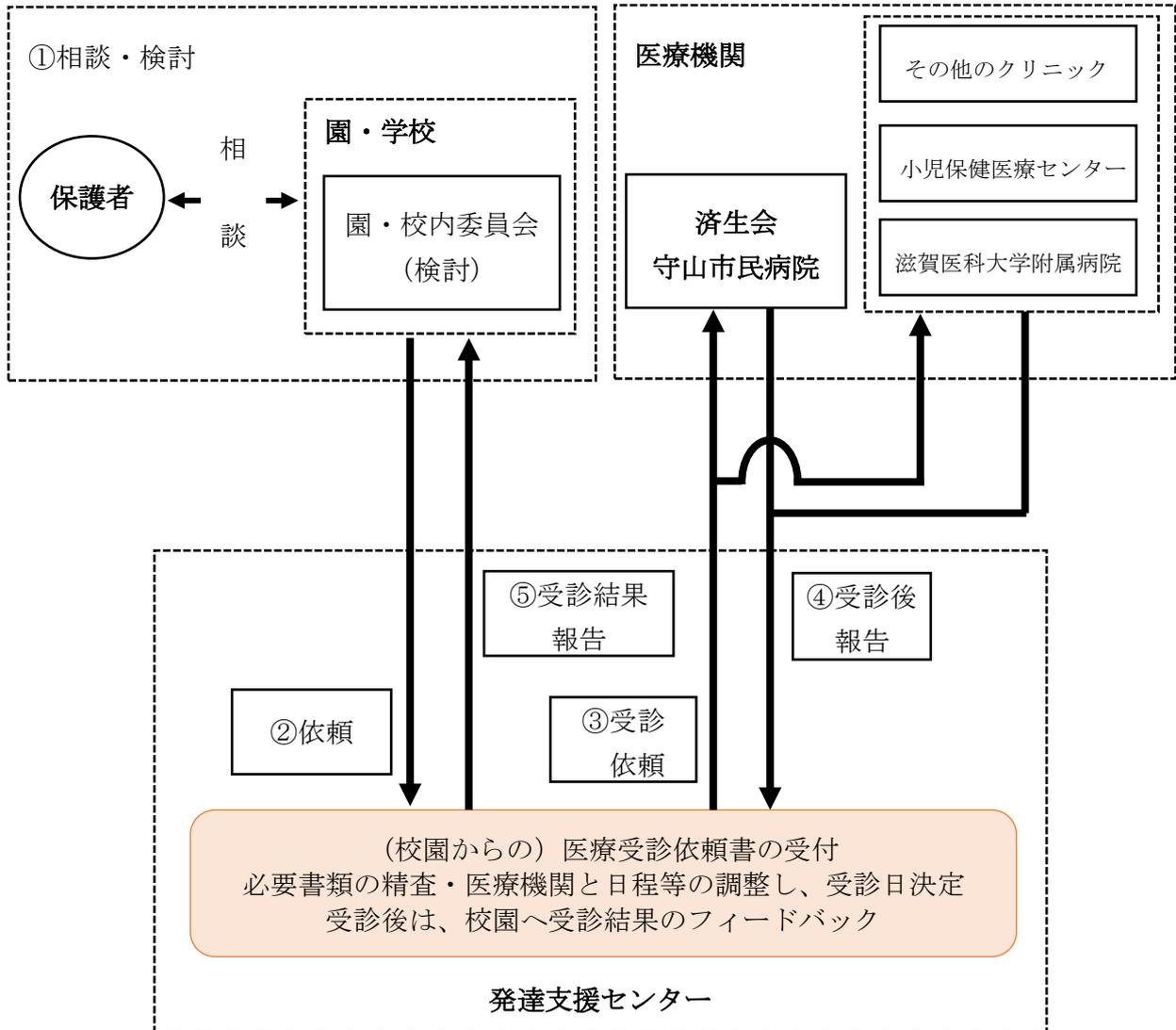
発達障害のある人が安心して自分らしく生きていける地域、互いの個性を認め支えあう地域の実現に向けて、取組を進めます。

取 組	内 容
個別支援計画の様式改訂	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学前・就学後の個別支援計画の様式改訂 ○ 児童の姿の捉え方など、個別支援計画作成の参考となるガイドブックの作成
個別支援計画等を活用した情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別支援計画等を通じて、保護者と支援者間で課題を見える化し、共通理解を図る ○ 家庭と支援者が連携することで、より効果的な支援へつなげる
せんせい応援プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係部署が協同で、現状に即した特別支援教育研修として一貫性のある系統的なプログラムを作成し、教職員の力量アップを図る ○ 福祉・保健・医療等の分野の研修を実施し、支援に必要な幅広い知識を持った人材育成を図る
エンパワメントの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援事業「あゆっ子教室」親の会を通じた保護者同士の交流や支えあえる体制づくり ○ ペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニング等の保護者・本人支援事業の実施 ○ エンパワメントにかかる支援者向け研修の実施
横断的な支援、情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達相談を通じた校園等での発達特性理解と具体的支援の提供 ○ 医療機関と校園等の連携の促進 ○ 放課後等デイサービス等の民間事業者との連携
様々な媒体での周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市広報紙、ホームページ等で、発達障害や発達特性等の周知啓発や発達支援センターの取組についての広報を継続的に行う
保護者、支援者、企業・事業所等への啓発・研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「発達障害を知ろう講演会」を継続開催 ○ <再掲>課題や発達年齢等に応じた保護者向け講演会の開催 ○ P T A事業等での講演の実施 ○ <再掲>エンパワメントにかかる支援者向け研修の実施 ○ 企業・事業所に対して、研修の機会等を通じて発達障害・発達特性の理解の深化を図る ○ 子育てサポーターや民生委員・児童委員等の地域で活動する支援者に対して、出前講座等による研修・周知啓発を図る

めざす姿

- 本人・保護者・支援者との情報共有と横断的支援の充実
- 特別支援教育研修等を通じて、特別支援教育に対する一層の理解と認識を深めた教職員の育成
- 発達障害のある人が安心して自分らしく生きていける地域、互いの個性を認め支えあえる地域の実現

【医療受診の流れ】



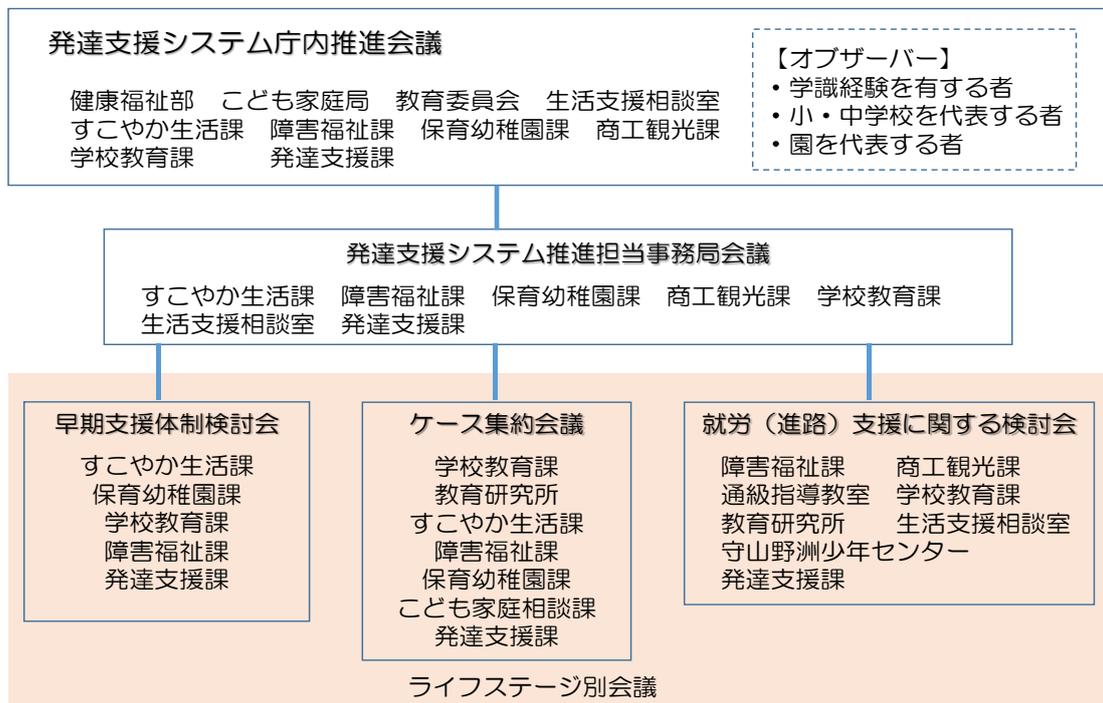
第5章 基本方針による取組の推進

1. 進捗管理

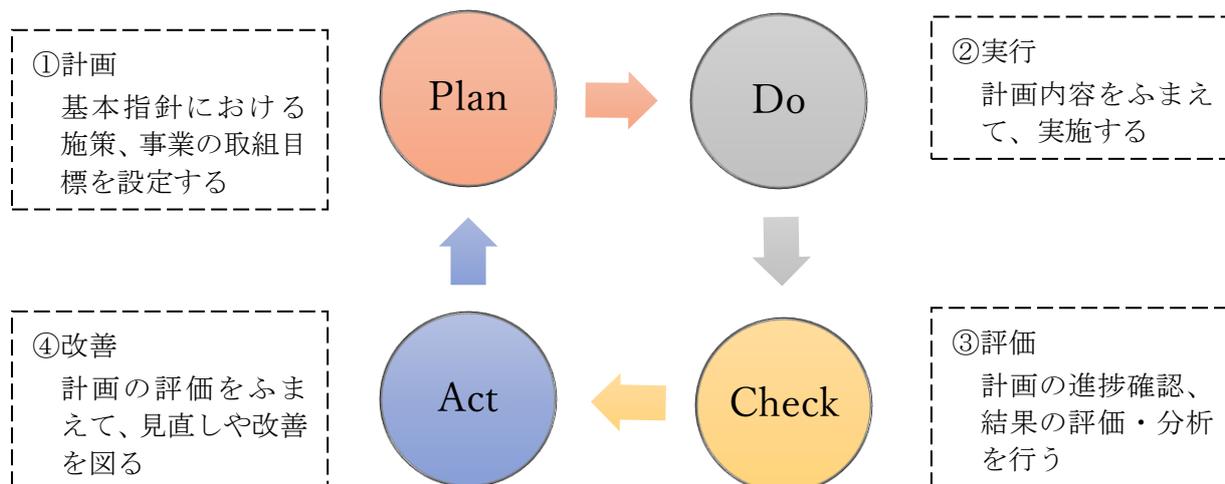
基本方針による取組については、「発達支援システム推進体制」に位置付けるそれぞれの会議において、次の視点をもってPDCAサイクルにより随時評価と検証を行い、進捗管理と取組の改善に努めます。

- ① 早期発見・早期支援
- ② 専門的支援
- ③ 校園への支援
- ④ 支援者の力量アップ
- ⑤ 本人・保護者への支援
- ⑥ 医療との連携
- ⑦ 横断的支援・情報共有
- ⑧ 地域への啓発

<発達支援システム推進体制>



■PDCAサイクルによる管理・評価



2. 連携強化

発達支援システムを推進していくためには、その範囲が広範囲にわたるため、庁内関係部署のみならず、教育・福祉・保健・医療等の関係機関との連携が欠かせません。相談者の課題は複合化・複雑化しており、包括的な相談体制の中で関係部署が横断的に支援をしていくとともに、民間事業者とも連携を取り、支援を行います。

また、校園等との情報共有と連携策のために、各様式のICTシステムを活用したデータによる管理等の検討を行います。

3. 人材確保と育成

発達障害や発達特性等の専門知識の習得や具体的支援の提供に努める中、発達支援センターに必要な専門職を確保し、アウトリーチ型相談体制の充実を図るなど、より一層の支援体制を整備します。

また、就学前から義務教育期を担う校園において、「せんせい応援プログラム」等の研修を通じて、教職員の資質向上に努め、特別支援教育の取組をより一層推進します。

資料編

1. 守山市発達支援システム庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 乳幼児期から就労期まで一貫した発達支援を行うことを目的とする守山市発達支援システム(以下「システム」という。)の推進のため、守山市発達支援システム庁内推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) システムの推進状況の把握および評価に関すること。
- (2) システムに掲げる目標、取組等の見直しに関すること。
- (3) その他システムの推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は総括者、副総括者および委員をもって組織する。

- 2 総括者は、健康福祉部こども家庭局長をもって充て、副総括者は、健康福祉部こども家庭局次長(こども政策課等担当)をもって充てる。
- 3 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、総括者が必要に応じて招集し、総括者が議長となる。

- 2 副総括者は、総括者を補佐し、総括者に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 議長は、その所掌事務を遂行するにあたり、関係職員に対し、資料の提出または出席を求め、説明または報告させることができる。
- 4 議長は、必要と認めたときは、オブザーバーとして別表に掲げる者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(推進担当事務局)

第5条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌させるため、推進担当事務局を置き、推進担当事務局会議を開くことができる。

- (1) システム推進に係る必要な資料の収集、調査等の実施
- (2) システム推進策に関する評価およびシステム見直しに係る素案の検討
- (3) 発達支援が必要なケースの情報交換、医療紹介等に係る協議
- 2 推進担当事務局は、事務局長および事務局員をもって組織する。
- 3 事務局長は、発達支援課長をもって充て、事務局員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 事務局長は推進担当事務局の事務を総括し、必要に応じてライフステージ別、課題別の会議を開くことができる。
- 5 事務局長は、必要があると認めたときは、事務局員でない者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 事務局長に事故あるとき、または欠けたときは、事務局長があらかじめ指定する委員が

その職務を代理する。

(報償)

第6条 第4条第4項の規定に基づき、オブザーバーが推進会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、公務で会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部こども家庭局発達支援課において処理する。

別表(第3条、第5条関係)

区分	役職名	構成員等
会議	総括者	健康福祉部こども家庭局長
	副総括者	健康福祉部こども家庭局次長(こども政策課等担当)
	委員	健康福祉部次長(すこやか生活課等担当) 健康福祉部こども家庭局次長(こどもの育ち連携推進等担当) 教育委員会教育部次長(教育総務課等担当) 教育委員会教育部次長(学校教育課等担当) 健康福祉政策課生活支援相談室長 すこやか生活課長 障害福祉課長 保育幼稚園課幼保指導担当課長 商工観光課長 学校教育課長
	オブザーバー	学識経験を有する者 小学校、中学校を代表する者 保育園、幼稚園、認定こども園を代表する者
事務局	事務局長	発達支援課長
	事務局員	すこやか生活課職員 障害福祉課職員 保育幼稚園課職員 発達支援課職員 商工観光課職員 学校教育課職員 健康福祉政策課生活支援相談室職員

2. 策定経過

年月日	会議等	内容
令和元年 11月1日	令和元年度第2回発達支援システム庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針2016の改定について
令和2年 2月20日	第3回発達支援システム庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針2016の改定について 特別な支援が必要な児童の現状報告 支援を受けている児童の追跡調査結果報告
6月24日	令和2年度第1回発達支援システム庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針2016の取組評価と基本方針2021の重点的な取組について アンケート調査の実施について
7月13日～ 8月7日	アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援センターの各事業の利用者および保護者向けの調査 市内校園向けの調査 高校等向けの調査 市内企業・事業所向けの調査
10月1日	第2回発達支援システム庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等のアンケート調査結果報告 主要課題と基本方針2021の方向性の協議 基本方針2021の骨子(案)について
11月4日	第3回発達支援システム庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針2021の素案について
令和3年 2月8日	第4回発達支援システム庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針2021(案)について

3. 用語説明

	用語	説明
あ行	アウトリーチ	校園等を訪問し、助言や相談等の支援を行うこと。
	アセスメント	相手から得られた情報等を基に、どのような背景・課題があり、どのような支援やサービスが必要なのかなどのニーズを整理し、適切な支援を行うための必要な見通しや方針を立てるために行うもの。
	いきいき支援員	小学校・中学校の通常学級において、特別な支援を必要とする児童に対し、学校生活・学習上の様々な困難さを軽減するため、きめ細やかな支援を行う教育支援員。
	インテーク	相談に訪れた人の課題やその背景、要望等を明らかにし、支援へとつないでいくための最初の面接のこと。
	エンパワメント	本人や保護者自身が進んでいる力を活かしたり、社会生活の中で向上させたりして、自分らしく生きていくための力。
	親子ほっとステーション	各地区会館で行われる、未就園児を対象とした子育て支援の場。
	親子療育教室	発達の遅れや偏りがあると思われる在宅児（おおむね1歳児から3歳児まで）を対象に、親子療育教室「のびのび教室」を実施している。親子療育活動を通して、保護者が子どもの発達特徴を正しく捉え、より良い親子関係を築いていくことを目指して実施する教室。児童発達支援事業ではない、市の独自事業。
か行	カンガルー教室	子育てに関する悩みのある保護者と在宅児（おおむね1歳6か月から3歳6か月頃まで）が一緒に遊び、親子の関わりを通して、子どもの発達を見守り、よりよい発達を支援していくための教室。児童発達支援事業ではない、市の独自事業。
	言語指導	発音やコミュニケーション、言語理解に困難さがある就園5歳児を対象に、園へ訪問して構音の指導をする「訪問言語指導」、言語個別指導の「さんさん教室」、言語グループ指導の「きらり教室」を運営している。
	個別支援計画	本市では、「個別指導計画」に医療・保健・福祉等の情報を入れ込み、「個別支援計画」として作成している。乳幼児期から青年期までの期間に、特別な支援が必要な児童等に対して、課題解決への目標や手立て、評価を記載、具体的支援を提供し、次のステージへ引継ぐための計画。

	用語	説明
さ行	児童相談支援事業	障害者総合支援法・児童福祉法に基づく特定相談支援・障害児相談支援を実施する、本市の公設公営の相談事業所で、就学前の児童を対象に児童相談支援事業「ぽけっと」を設置。
	児童発達支援事業	児童福祉法に基づき、児童と保護者が療育教室等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行うサービス。本市は公設公営で児童発達支援事業「あゆっ子教室」を実施。
	巡回訪問	心理職および言語指導員が園を訪問し、園からの発達上の課題が見られる児童に関する相談に応じ、今後の支援の方向性を示し、早期支援につなげる取組。
	新・守山版ネウボラ創造プロジェクト	保健・福祉・教育等の各分野が密接に連携し、親子の育ちをサポートし、子ども達の生きる力を育むために、妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援を行う。
	すこ発ケース連絡会	すこやか生活課と発達支援課の専門職で、乳幼児健診や発達相談等から、早期に療育等の支援が必要な児童について、情報共有および処遇を検討する会議。
	ソーシャルスキルトレーニング	社会生活で、人と人が関わりながら生きていくために必要なスキルを身につけるトレーニング。
た行	中学校別移行会議	義務教育終了後も継続して支援が必要な生徒について、中学校ごとに関係者と情報共有、支援の役割分担を行う会議。
	通級指導教室	言語や学習、社会性（コミュニケーション）等に困難さがある小学校・中学校の通常学級在籍児童について、その困難さを改善するために、通級による指導を行う教室。
	特別支援教育コーディネーター	児童に適切な支援を行い、校園における特別支援教育を推進させるために、校園内の相談、関係機関との連絡調整、保護者等の相談窓口等の役割を果たす教職員。
は行	不登校・別室登校等児童・生徒支援シート	小学校・中学校で、不登校・別室登校等の児童を対象に、出席状況や支援内容等を記載するシート。
	ペアレントトレーニング	保護者が児童のほめ方やしかり方等、より良い関わり方を学び、問題行動や子育ての不安や悩みを解決していくためのグループプログラム。
	保育所等訪問支援事業	児童福祉法に基づき、児童が在籍する保育所等で、集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービス。本市は公設公営で保育所等訪問支援事業「あゆっ子教室」を実施。

	用語	説明
は行	放課後等デイサービス	児童が事業所で放課後等の時間に、生活能力の向上のために必要な訓練を受けたり、地域との交流等を行ったりするサービス。
	訪問相談	校園で発達支援を必要とする児童への指導・支援を通して、支援の充実および教職員の研修を目的として、相談員を派遣し、ケース検討、学級経営等について助言等を行う事業。
	母子健康手帳アプリ	妊娠期からの子育て支援や予防接種、公共施設情報、成長記録等の情報を総合的に配信するアプリ。
わ行	わくわく子育て応援プログラム	親子ほっとステーションにおいて、保護者が子どもと楽しみながら、実体験を通して子育てのポイントを知るとともに、親子の育ちを支え、市内の発達全般の向上を図るためのプログラム。

守山市発達支援システム基本方針 2021

【発行年月】 令和3年3月

【編集・発行】 守山市健康福祉部こども家庭局発達支援課

〒524-0013 滋賀県守山市下之郷三丁目2番5号

TEL : 077-582-1158 FAX : 077-581-1628

